

習志野市バリアフリー 移動等円滑化特定事業計画



誰もが心身ともに快適に移動できる
やさしいまちづくり



令和 8 (2026) 年度～令和 15 (2033) 年度
習志野市

目次

第1章 はじめに -----	4
第2章 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の概要 -----	6
2-1 基本理念-----	6
2-2 基本方針及び目標年次-----	6
2-3 重点整備地区の概要-----	7
2-4 重点整備地区及び生活関連経路 -----	9
第3章 特定事業計画の整備方針-----	10
3-1 道路特定事業 -----	10
3-2 公共交通特定事業 -----	22
3-3 交通安全特定事業 -----	24
3-4 建築物特定事業 -----	25
3-5 都市公園特定事業 -----	26
3-6 路外駐車場特定事業 -----	26
第4章 特定事業計画 -----	27
4-1 全体総括表及び事業計画図 -----	27
4-2 道路特定事業計画 -----	34
4-3 公共交通特定事業計画-----	49
4-4 交通安全特定事業計画-----	57
4-5 建築物特定事業計画 -----	64
4-6 都市公園特定事業計画-----	66
4-7 路外駐車場特定事業計画 -----	68

第1章 はじめに

我が国では世界に類を見ない速さで少子高齢化が進展しており、本市においても、市の人口に占める65歳以上の高齢化率は平成25(2013)年に21%を越え、いわゆる「超高齢社会」に突入しています。

加齢により移動が困難になる方や身体に障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるために、本市は都市基盤の整備として駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備するとともに、生活道路のバリアフリー化を進めていくことをまちづくりの方向性として示しています。

これまでも、平成26(2014)年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」(以下「バリアフリー基本構想」とする。)を策定し、JR津田沼駅・新津田沼駅周辺、京成津田沼駅周辺及びJR新習志野駅周辺等のバリアフリー化を推進してきました。

また、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」とする。)は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成30(2018)年にバリアフリー法の一部が改正され、同年11月に施行(一部の規定は平成31(2019)年4月施行)されました。

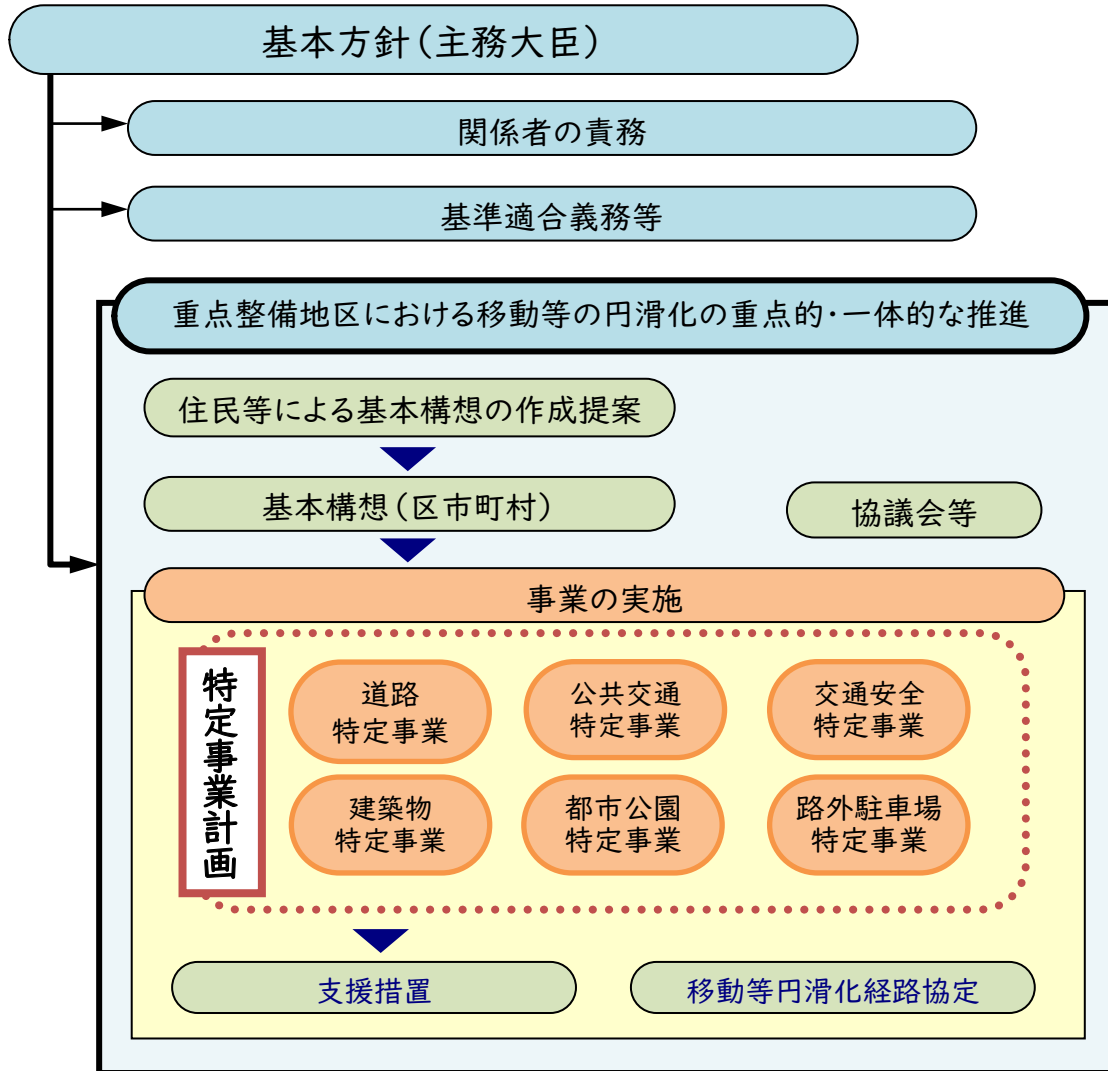
この改正では、全ての国民が分け隔てられることなく共生できる社会の実現を目指す理念のもと、バリアフリー法に基づく措置は「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」に資することを目的に行わなければならないことが明確に位置付けられました。

さらに、令和2(2020)年には、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点から施策の充実などソフト対策の強化を目的としてバリアフリー法の一部が改正され、令和2(2020)年6月及び令和3(2021)年4月に施行されました。

これらを踏まえ、高齢者や障がいのある人等の移動や施設利用における利便性・安全性に関する課題を解決し、バリアフリー化の促進を図るため、「基本構想」を発展的に見直し、令和8年3月に「バリアフリー基本構想」の一部改訂を行いました。

これを受け、バリアフリー基本構想で定められたバリアフリー事業について、「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」(以下「バリアフリー特定事業計画」とする。)として取りまとめ、各事業者が一体的・集中的に事業を実施していきます。

■ バリアフリー法の基本的枠組み



第2章 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の概要

2-1 基本理念

「誰もが心身ともに快適に移動できる やさしいまちづくり」

障がい等に対する正しい理解や支援体制に基づく周りの手助けがあり、安心して外出できる環境(心のバリアフリー)と、駅やバス・タクシー、歩道、信号機等のバリアフリー整備が実施され、安全に・安心して外出や施設利用ができる環境(ハード面の整備)をつくることにより、心身ともに健やかにくらすことができる、やさしいまちづくりを進めます。

2-2 基本方針及び目標年次

(1) 基本方針

バリアフリー基本構想の基本理念をもとに、基本方針を以下のとおり定め、ハード面の整備及び心のバリアフリーを推進します。

①重点整備地区を定め、官民連携によるバリアフリー整備を推進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、基本理念及び国の基本方針に基づき、主に高齢者・障がいのある人等が利用する駅等生活関連施設を中心とした一定の区域を定め、市、特定事業者、市民、高齢者・障がいのある人等が連携しバリアフリー化を推進します。

②官民協働により基本構想を策定し、ユニバーサル社会の実現を促進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、市、特定事業者、市民、高齢者・障がいのある人等が協働して策定し、これに基づく施策を推進することで、ユニバーサル社会の実現を促進します。

③「心のバリアフリー」を促進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民の意識づくりを推進します。

④スパイラルアップの考え方を導入し、段階的にバリアフリー化を図っていきます。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想では特定事業者が行うバリアフリー化事業、心のバリアフリー施策について、継続的に検証することにより、段階的にバリアフリー化を図ります。

(2) 目標年次

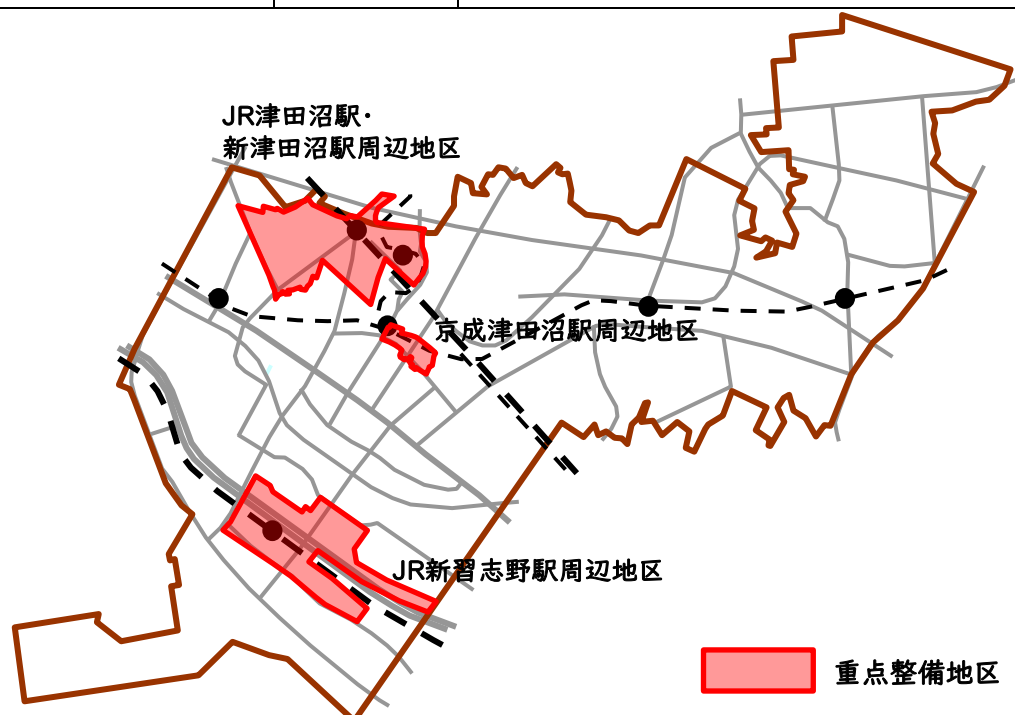
バリアフリー基本構想の目標年次は、上位計画である習志野市前期基本計画と整合を図り、令和 15(2033)年度までとします。

2-3 重点整備地区の概要

(1) 重点整備地区の位置

バリアフリー基本構想では、次の3地区を重点整備地区に設定しました。

地区名	面積	位置
JR津田沼駅・ 新津田沼駅周辺地区	約 83.7ha	習志野市奏の杜(全域)、津田沼、谷津 及び船橋市前原西の一部
京成津田沼駅周辺地区	約 10.9ha	習志野市津田沼及び鷺沼の一部
JR新習志野駅周辺地区	約 87.3ha	習志野市茜浜、秋津、香澄及び芝園の一部



(2) 重点整備地区の課題と整備方針

① JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

当該地区は、各鉄道会社における公共交通移動等円滑化基準に基づく対応や、信号機への視覚障害者用付加装置の整備は完了しておりますが、JR津田沼駅北口駅前広場のエレベーターの設置が未整備となっております。(JR津田沼駅北口駅前広場のエレベーターは令和8(2026)年度整備完了予定)

また、既に整備されている南北のエレベーターについては、整備完了後20年以上が経過しているため、安全性や利便性向上のために更新が必要となっております。さらに、津田沼緑地北側は有効幅員を確保する歩道整備、モリシア津田沼南側は大規模店舗・駐車場等と一体となった歩道整備が必要になるとともに、歩道整備の経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が求められています。

このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

②京成津田沼駅周辺地区

当該地区は、歩道のバリアフリー整備が完了している経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が必要です。

このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

③JR新習志野駅周辺地区

当該地区は、JR 京葉線北側のふれあいゾーン周辺やサッカー場、野球場の北側道路については、引き続き、交差点部等における道路の段差や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備が必要です。

また、JR 京葉線南側の新習志野駅南口駅前広場から芝園公園間については、視覚障害者誘導用ブロックの整備とともに、自転車走行空間の明示等といった歩行者と自転車の分離による安全性の向上が課題となっています。

このような状況を踏まえ、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

2-4 重点整備地区及び生活関連経路

重点整備地区	市域	生活関連経路		準生活関連経路		計	
		経路数	延長 (m)	経路数	延長 (m)	経路数	延長 (m)
JR津田沼駅・ 新津田沼駅 周辺地区	習志野市	7	1,745	4	449	11	2,194
	船橋市	2(重複)	159	3	241	5(重複)	400
	計	8	1,904	7	690	15	2,594
京成津田沼駅 周辺地区	習志野市	2	550	1	140	3	690
JR新習志野駅 周辺地区	習志野市	5	3,340	2	690	7	4,030

※経路延長は駅前広場を除く

※JR津田沼駅北口駅前広場は習志野市・船橋市にまたがっている

第3章 特定事業計画の整備方針

3-1 道路特定事業

道路特定事業とは生活関連経路上のエレベーター、歩道、案内標識等の設置や、歩道の拡幅、勾配の改善等を行い、歩きやすい歩行空間を確保する事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

- ①生活関連経路等は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。
- ②既に整備が完了している道路については、維持管理に努めます。

道路特定事業計画を具体化するにあたっての、整備方針の基本的な考え方を以下に示します。ここに記載していない詳細事項については、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づいて実施していくものとします。

■道路特定事業計画の整備方針の枠組み

(1) 歩道構造及び歩行路面環境の改善

- ①歩道有効幅員の確保
- ②歩道の構造形式と高さ
- ③歩道の勾配の改善及び平坦性の確保
- ④段差の解消
- ⑤舗装の改善
- ⑥排水施設

(2) 案内標識等の情報提供施設の整備や改善

- ①案内板の設置・改善

(3) 視覚障害者誘導用ブロックの整備や改善

- ①視覚障害者誘導用ブロック
- ②視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）

(4) バス停の上屋、ベンチの設置・改善

- ①バス停の上屋、ベンチの設置・改善

(5) 手すりの設置・改善

- ①手すりの設置・改善

(6) その他の施設等の改善

- ①ベンチ等の休憩施設の設置
- ②照明施設の設置・改善
- ③障がい者用乗降場
- ④景観面での配慮

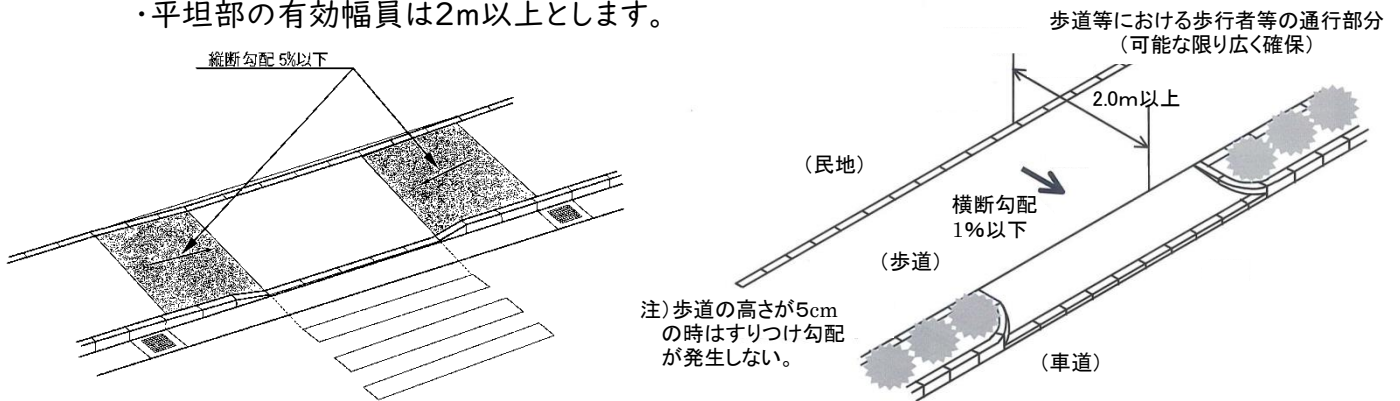
(7) ソフト的対応

- ①放置自転車の対応
- ②はみ出し看板の対応

③歩道の勾配の改善及び平坦性の確保

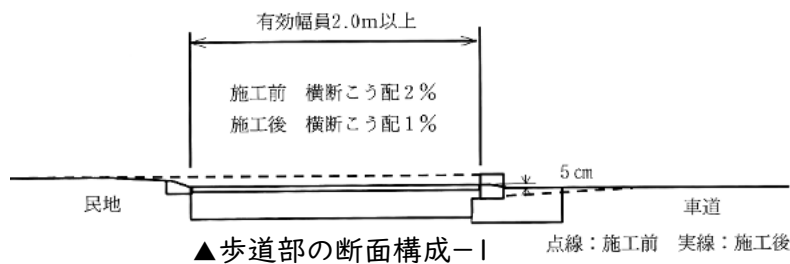
■勾配の改善及び平坦性の確保

- ・縦断勾配は5%以下とし、やむを得ない場合は8%以下とします。
- ・透水性舗装とあわせて、横断勾配は1%以下とし、やむを得ない場合は2%以下とします。
- ・平坦部の有効幅員は2m以上とします。

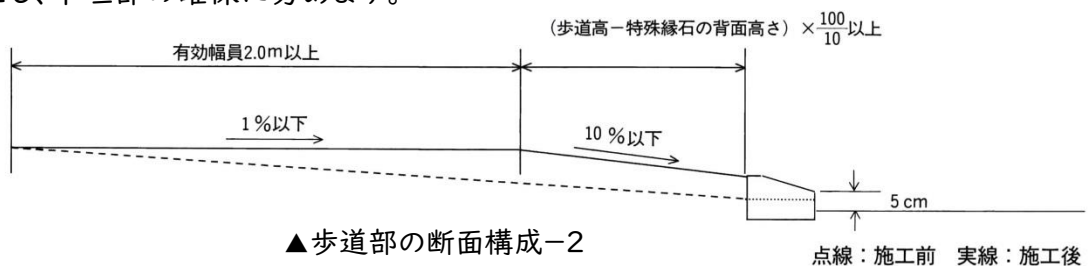


■既設歩道の段差勾配の解消、平坦性の確保

- ・既設歩道の改修は極力段差や勾配の解消、有効幅員の平坦性を確保します。
- ・沿道状況からセミフラット形式が困難な場合は、車道部を含めた改善を検討します。
- ・アスファルト舗装よりも平坦性が落ちるインターロッキングブロックや自然石ブロック舗装で、特に車いす使用者の快適な走行が損なわれるような路面状況の場合は、平板舗装やアスファルト舗装等への全面改修、部分改修(車いす走行幅員程度)を行います。
- ・民地(沿道地権者の理解と協力)との調整を行っていく必要があります。



- ・また、民地側との高低差により、やむを得ない場合は、車道部の嵩上げを行い、高さの調整を図ります。
- ・マウントアップ形式構造の変更が困難な場合は、特殊縁石による車両乗入れ構造とし、平坦部の確保に努めます。

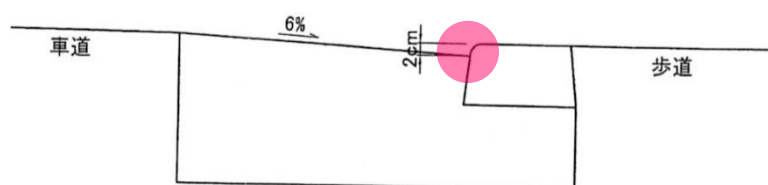


④段差の解消

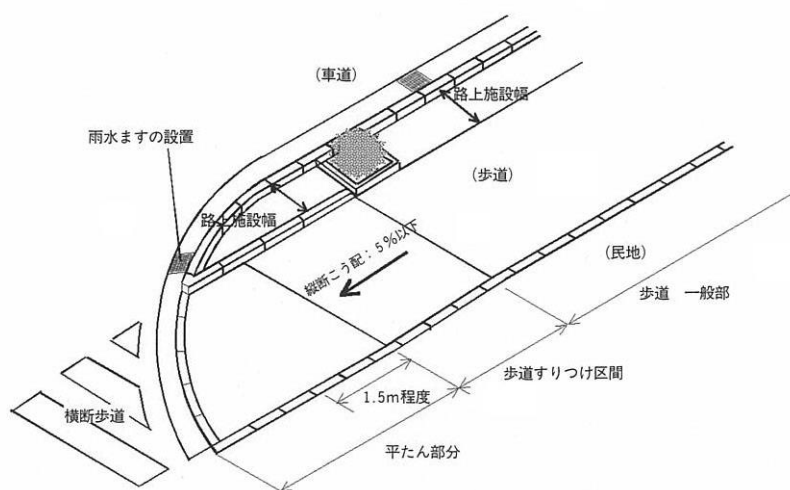
■標準タイプ(道路の移動等円滑化整備ガイドライン)

- ・歩道境界部の段差2.0cm

歩道境界部の段差は、視覚障害者誘導用ブロックを設置したうえで2.0cmを基本とします。



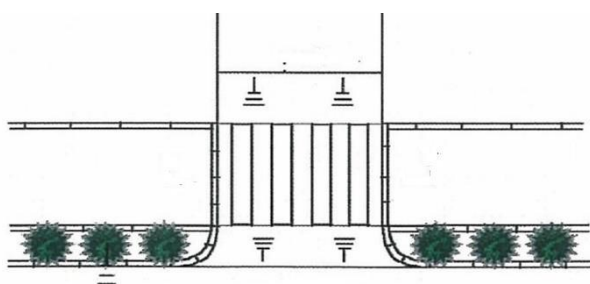
▲歩車境界部のすりつけ



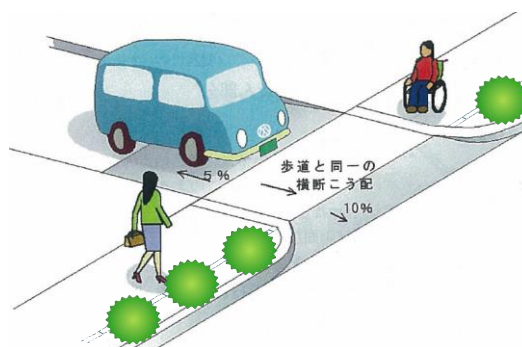
▲歩道接続部における構造

■ハンプ

- ・地形の状況に応じて交差道路にハンプ構造を利用して、スムーズ横断歩道により段差を解消します。
- ・横断歩道部等の縁石における段差のないスムーズ横断歩道の整備にあたっては、視覚障がいのある人の団体等と十分事前協議を実施します。



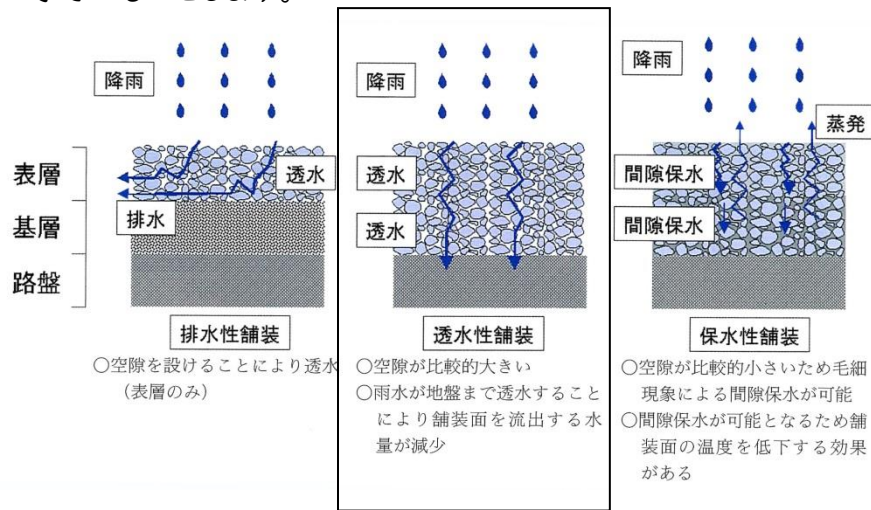
▲スムーズ横断歩道の平面図



▲スムーズ横断歩道の設計例

⑤舗装の改善

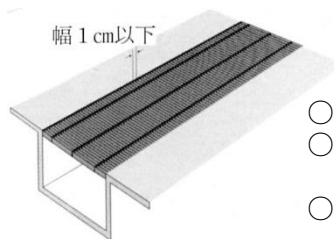
- ・舗装材は、滑りにくく、凸凹の少ない平坦な仕上げとします。また、雨天時においても水たまりができないよう雨水を地下に浸透させることができる透水性舗装の構造とします。
- ・舗装表面については、整備地区の状況等を考慮しながら、適切な舗装材を用いることとします。
- ・なお、インターロッキングブロックを使用する場合は、車いす等の走行性が良い、目地の小さいものとします。



▲舗装の構造

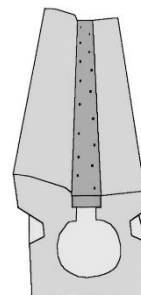
⑥排水施設

- ・排水施設は、車道部に設置することを基本とします。排水ますは、極力歩行者の動線上に設置しないものとします。また、やむを得ず歩行者動線上に設置する排水施設の蓋は、車いす等の車輪や杖等が落ち込まない構造とします。
- ・横断歩道部等において、歩道等面が低いために強雨時に水の溜る恐れがある箇所では、雨水ますを追加する等、排水に十分配慮するものとします。



- グレーチングの溝が細かいものとします。
- 設置場所はできる限り横断歩道以外の部分に設置します。
- 滑りにくさ等にも配慮します。

▲グレーチングの溝



側溝の断面例

▲横断歩道等の接続部に雨水が溜らない円形側溝を配置した例

整備方針 2

案内標識等の情報提供施設の整備や改善:

歩行者系案内標識については、街並と調和し、わかりやすく、高齢者・障がいのある人等にも配慮した設置を行います。

①案内板の設置・改善

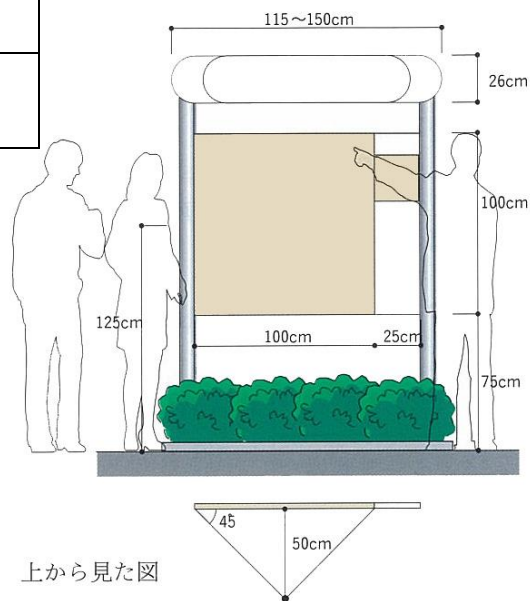
- ・歩行者等の移動の利便性を高めるため、わかりやすい歩行者系案内標識を設置し、視覚障がいがある人、聴覚障がいがある人、車いす使用者等が利用しやすいよう配慮します。
- ・移動の起点となる特定旅客施設の歩道上の出入口部には、地域案内等の標識を設置します。
- ・主要な交差点や主要な施設の周辺等には行き先表示などの案内標識を設置します。
- ・誘導方法は、文字による施設誘導、もしくはピクトグラム（絵文字）による誘導方法を用いるものとします。
- ・標識の高さ・大きさは、歩行者及び、車いす使用者にも見やすく、樹木の成長等に配慮して設置します。

	サイン内容
■大拠点案内 (鉄道駅出入口)	<ul style="list-style-type: none"> ●広域案内(市全域) ●地域案内(3.0~2.0km 四方) ●地区案内(1.5~1.0km 四方) ●駅前広場案内(触知案内) ●施設誘導サイン
■中拠点案内 (主要交差点, 主要バス停付近)	<ul style="list-style-type: none"> ●地区案内(1.5~1.0km 四方) ●施設誘導サイン ●地点及び施設記名サイン
■小拠点案内	<ul style="list-style-type: none"> ●施設誘導サイン ●地点及び施設記名サイン

・小拠点案内(行先表示)のイメージ



※著名地点の案内標識は道路標識、区画線及び道路標識に関する命令別表第2に示す様式114Bとします。



上から見た図

▲案内標識の掲

整備方針 3

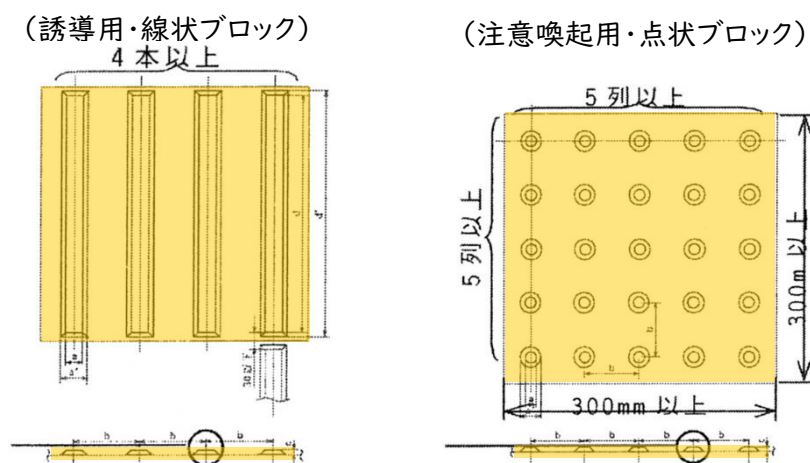
視覚障害者誘導用ブロックの整備や改善:

視覚障がいがある人の安全で円滑な移動を支援する視覚障害者誘導用ブロックについては、黄色を基本としながら連続的な設置を行います。

①視覚障害者誘導用ブロック

■形状・寸法等

- ・新たに設置する視覚障害者誘導用ブロックはJIS規格品とし、基本的に経路の全延長に対して連続的に設置します。

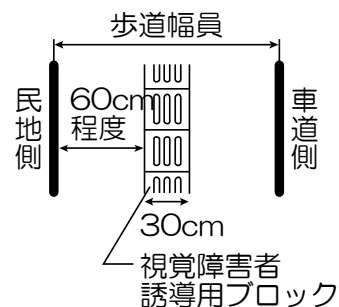


▲形状寸法及び配列

- ・視覚障害者誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたブロックを用いるものとします。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とします。ただし、色彩に配慮した舗装を施した歩道等で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とするものとします。

■設置位置

- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置位置は官民境界から60cm程度とします。ただし、路上施設や占用物件の設置状況などにより、これが適切ではない場合は、現地の状況に応じて適宜調整を行います。
- ・国土交通省が示している「道路移動等円滑化基準」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき整備を進めると共に、「視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)の適正な設置のためのガイドブック(国際交通安全学会)」を参考に整備を行います。



■設置方法

- ・線状ブロックは、視覚障がいがある人に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとします。視覚障がいがある人の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとします。点状ブロックは、視覚障がいがある人に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとします。
- ・視覚障がいがある人の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的に敷設するものとします。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障がいがある人が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置するものとします。また、連続的に案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとします。
- ・一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとします。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正方形のまま設置するものとします。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用するものとします。
- ・バス停においても、視覚障がいがある人が乗降位置を認識できるよう、必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとします。

■配置案内

- ・視覚障害者誘導用ブロック上の障害物放置防止のため、PRシートを敷設します。
- ・PRシートの設置は概ね10m(30枚)に1箇所程度とします。



▲PRシート(イメージ)

②視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)

■視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)の設置

- ・歩道部の視覚障害者誘導用ブロックとの連続性の確保については、公安委員会連携し、現状把握をした上で、必要に応じて横断歩道中央に視覚障害者用横断帯を設置します。

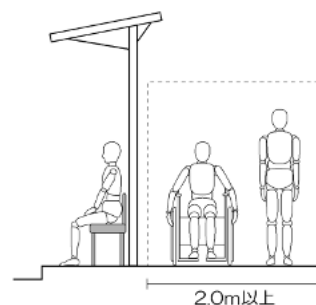
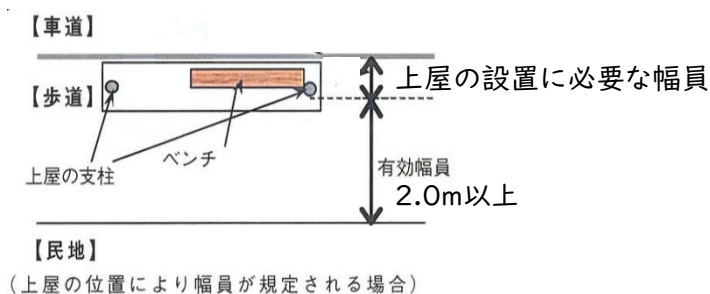
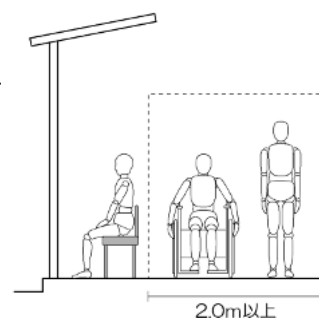
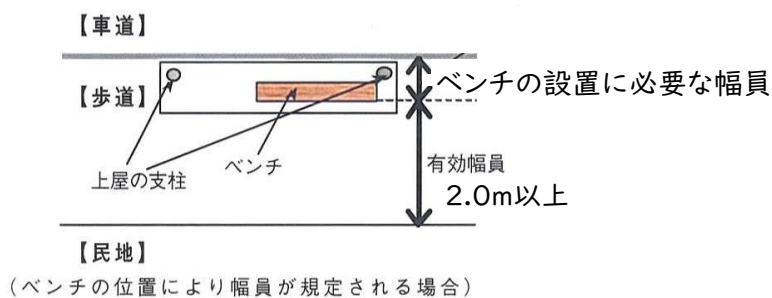
整備方針 4

バス停の上屋、ベンチの設置・改善:

快適な環境のもとで円滑な公共交通の乗り継ぎができるように、バスの待ち空間に上屋やベンチの設置を行います。

①バス停の上屋、ベンチの設置・改善

- ・バス停の上屋、ベンチは、重点整備地区内に状況に応じて設置します。
- ・バス停の上屋、ベンチを設置する歩道幅員は2.0m以上の有効幅員確保を基本とします。



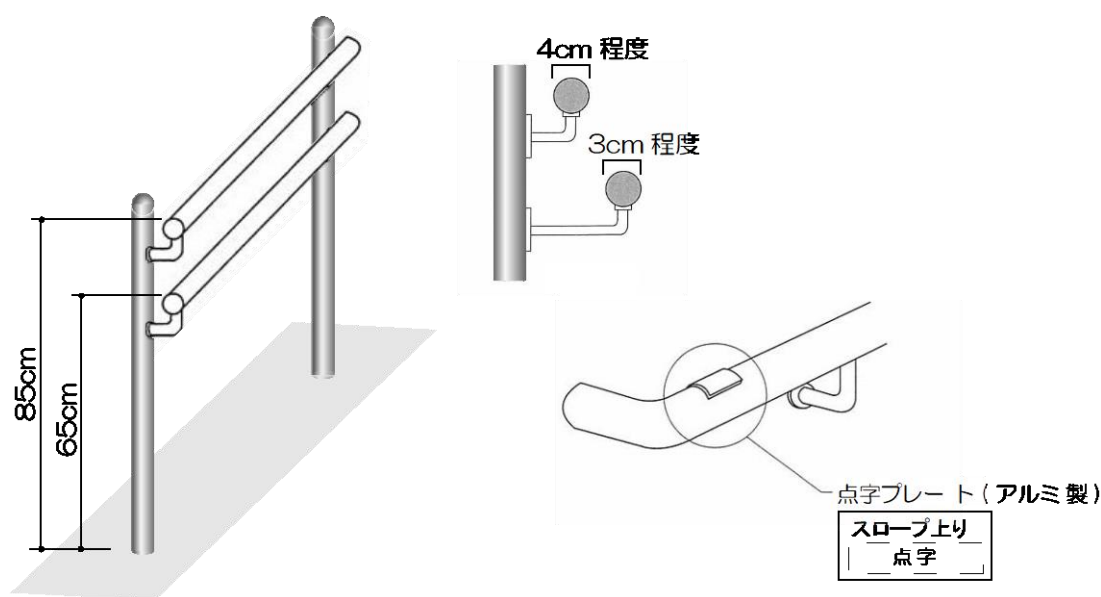
整備方針 5

手すりの設置・改善:

高齢者や障がいのある人等の利用に考慮し、階段や傾斜路に手すりを設置します。

①手すりの設置・改善

- ・手すり(階段、傾斜路等)は原則として二段式とし、高さは60cm~65cm程度及び80cm~85cm程度とし、移動を考慮して両側に連続して設けます。
なお、やむを得ない場合は一段とし、高さは75cm~80cm程度とします。
- ・手すりの外径は4cm(子供用3cm)程度とします。
- ・手すりには現在位置を歩行者に知らせるために、始点及び終点に水平部分を取り、点字プレートを設置します。



▲手すりの標準設置図(習志野市)

整備方針 6

その他の施設等の改善:

休憩施設、照明施設、障がい者用乗降場、景観面についても十分に配慮して改善を行います。

①ベンチ等の休憩施設の設置

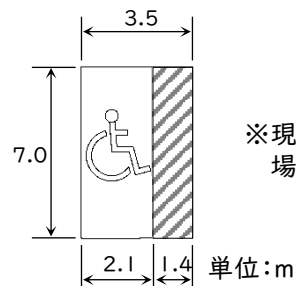
- ・歩行等での移動を支援するため、適宜ベンチを設置します。
- ・バス停のベンチについても休憩施設として利用していきます。

②照明施設の設置・改善

- ・夜間においても安全に移動できるように、照明を設置します。

③障がい者用乗降場

- ・駅前広場などには障がい者用乗降場を設置します。



※現地の状況によりやむを得ない場合は、この限りではない

▲障がい者用乗降場(普通乗用車)

④景観面での配慮

■舗装面の改良

- ・アスファルトのカラー舗装化やインターロッキングブロック舗装化などによって、歩行空間の景観を向上させます。
- ・ただし、路面の平坦性を確保するため、目地等による段差、がたつきを少なくするよう配慮が必要です。

■道路緑化

- ・道路に親しみと潤いを持たせるため、植栽等による緑化整備を行います。
- ・休憩施設と一体となった緑陰の確保や花壇の整備を進めていくものとします。

整備方針 7

ソフト的対応:

放置自転車、はみ出し看板は、歩道の有効幅員が確保できるよう適切な対応を行います。

①放置自転車の対応

・駐輪場への適切な誘導や放置自転車の撤去などの対応を図り、歩道の有効幅員を確保します。

②はみ出し看板の対応

・設置業者に対して、地元商店会との協力を図りながら適切に指導します。

3-2 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは特定旅客施設におけるエレベーター、エスカレーター等のバリアフリー施設の整備や、ノンステップバス車両の導入等といった特定車両（鉄道車両、乗合バス）のバリアフリー化を図る事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

- ①旅客施設及び車両等は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。
- ②既に整備が完了している施設及び車両については、維持管理に努めます。

(2) 整備方針の具体的内容

①鉄道

■JR東日本

【駅舎】

- 駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。

【鉄道車両】

- 鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。

【ソフト面の対応】

- 駅係員、乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。

■京成電鉄

【駅舎】

- 駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。

【鉄道車両】

- 鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。

【ソフト面の対応】

- 駅係員、乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。

②バス

■京成バス千葉セントラル・平和交通

【バス停】

○バス停へのベンチの設置を進めます。

(※JR新習志野周辺地区におけるバス停の上屋は、バス利用者の状況等に応じて設置を検討します。)

【バス車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。

③タクシー

■京葉支部区域内的のタクシー事業者

【タクシー車両】

○福祉タクシーの導入を進めます。

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。

3-3 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは道路横断の安全を確保するため、バリアフリー対応型信号機等の整備や、生活関連経路上の違法駐車行為の防止等についての広報活動・啓発活動等を行う事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

①信号機(公安委員会)

○信号機については、視覚障がいがある人のための音響機能、高齢者や車いす利用者等のための歩行者用青色信号に時間延長機能等を整備し、信号交差点での横断の安全性・利便性の向上を図ります。また、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道に視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)を設置します。

②標識(公安委員会)

○道路標識や道路標示を、わかりやすく見やすい場所に整備します。

③取締り(公安委員会)

○関係機関と連携し、違法駐車車両の取締りの強化及び違法駐車防止に関する広報・啓発活動を実施します。

(2) 整備方針の具体的内容

【信号機】

○必要な箇所に、バリアフリー対応信号機等の整備を図ります。

視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)については、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道へ設置します。

【標識】

○道路標識や道路標示について、見やすいものにしていきます。

【取締り】

○違法駐車行為を防止するための指導取締りや関係機関団体等と連携した広報・啓発活動等を実施します。

3-4 建築物特定事業

建築物特定事業とは、公共施設や病院等の特別特定建築物において、エレベーターの設置やトイレの改善等のバリアフリー化を図り、利用しやすい施設を整備する事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

① 公共施設

- 公共施設の新設・増設・改築が行われる際には「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行います。(船橋市、習志野市)
- 習志野市の公共施設については「習志野市公共施設再生計画」と整合を図ります。

② 民間施設

- 民間施設の新設・増設・改築が行われる際には「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」の趣旨や支援措置等を周知し、バリアフリー整備の促進を図ります。

③ 整備済み施設

- 既に整備が完了している建築物については維持管理に努めます。

(2) 整備方針の具体的内容

- ・建築物や部屋の出入口、廊下等は十分な通行空間と平坦性を確保します。
- ・高低差がある箇所は、エレベーターやスロープを設置します。
- ・建築物の各施設(エレベーター、スロープ、トイレ、階段、通路等)は高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した仕様とします。
- ・駐車場には、車いすを使用する方や体の不自由な方等のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペース(車いす使用者用駐車施設)を確保します。
- ・バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近に見やすくわかりやすい案内表示等を設置します。
- ・建築物の出入口に通じる通路(アプローチ)は、広い幅で滑りにくい表面とします。
- ・建築物内の各施設(廊下、階段、スロープ、アプローチ、案内設備までの経路等)で、段差又は傾斜の存在の警告や視覚障がいがある人の誘導を行うために、必要に応じて点状ブロック及び線状ブロック等を適切に組み合わせて設置します。

3-5 都市公園特定事業

都市公園特定事業とは都市公園内のトイレ、水飲み場、園路等の各施設（特定公園施設）のバリアフリー化を図り、利用しやすい公園の整備をする事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

- ①都市公園施設は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。（習志野市）
- ②既設の特定公園施設は、必要に応じて改修を行います。
- ③既に整備が完了している特定公園施設については維持管理に努めます。

(2) 整備方針の具体的内容

- ・園路や広場は十分な通行空間と平坦性を確保します。
- ・段差がある場合はスロープを設置します。
- ・特定公園施設の位置を示した案内板を出入口付近に設置します。
- ・休憩所の出入口の段差を解消します。
- ・トイレ、駐車場、水飲み場、管理事務所（カウンター）を設ける場合は、そのうち一施設以上は高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した仕様とします。

3-6 路外駐車場特定事業

路外駐車場特定事業とは、車いす使用者用駐車場等を整備し、特定路外駐車場のバリアフリー化を図る事業です。

(1) バリアフリー整備基準の方針

- ①特定路外駐車場は設置する際に国土交通省令「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）」に基づく整備を促進します。
- ②既設の特定路外駐車場は、法の趣旨等を周知し、バリアフリー化を促進します。
- ③既に整備が完了している特定路外駐車場については維持管理に努めるように周知します。

(2) 整備方針の具体的内容

- ・駐車場には、車いすを使用する方や体の不自由な方等のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）を確保し、看板の設置や路面標示を行います。
- ・駐車場から出入口までは、車いすを使用する方でも使いやすい十分な通行空間と平坦性を確保します。

第4章 特定事業計画

4-1 全体総括表及び事業計画図

「JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」における特定事業計画の地区別総括表及び事業計画図を以下に示します。

JR津田沼駅・新津田沼駅 周辺地区	特定旅客施設の利用 者数(R6年度)	JR津田沼駅 178,890人/日 新津田沼駅 60,382人/日		
1. 事業実施の基本方針				
<p>当該地区は、各鉄道会社における公共交通移動等円滑化基準に基づく対応や、信号機への視覚障害者用付加装置の整備は完了しておりますが、JR津田沼駅北口駅前広場のエレベーターの設置が未整備となっています。(JR津田沼駅北口駅前広場のエレベーターは令和8(2026)年度整備完了予定)</p> <p>また、既に整備されている南北のエレベーターについては、整備完了後20年以上が経過しているため、安全性や利便性向上のために更新が必要となっています。さらに、津田沼緑地北側は有効幅員を確保する歩道整備、モリシア津田沼南側は大規模店舗・駐車場等と一体となった歩道整備が必要になるとともに、歩道整備の経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が求められています。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。</p>				
2. 重点整備地区図				
3. 総括表				
	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
事業実施経路	15	2.59	着手予定	完了予定
			前期	後期

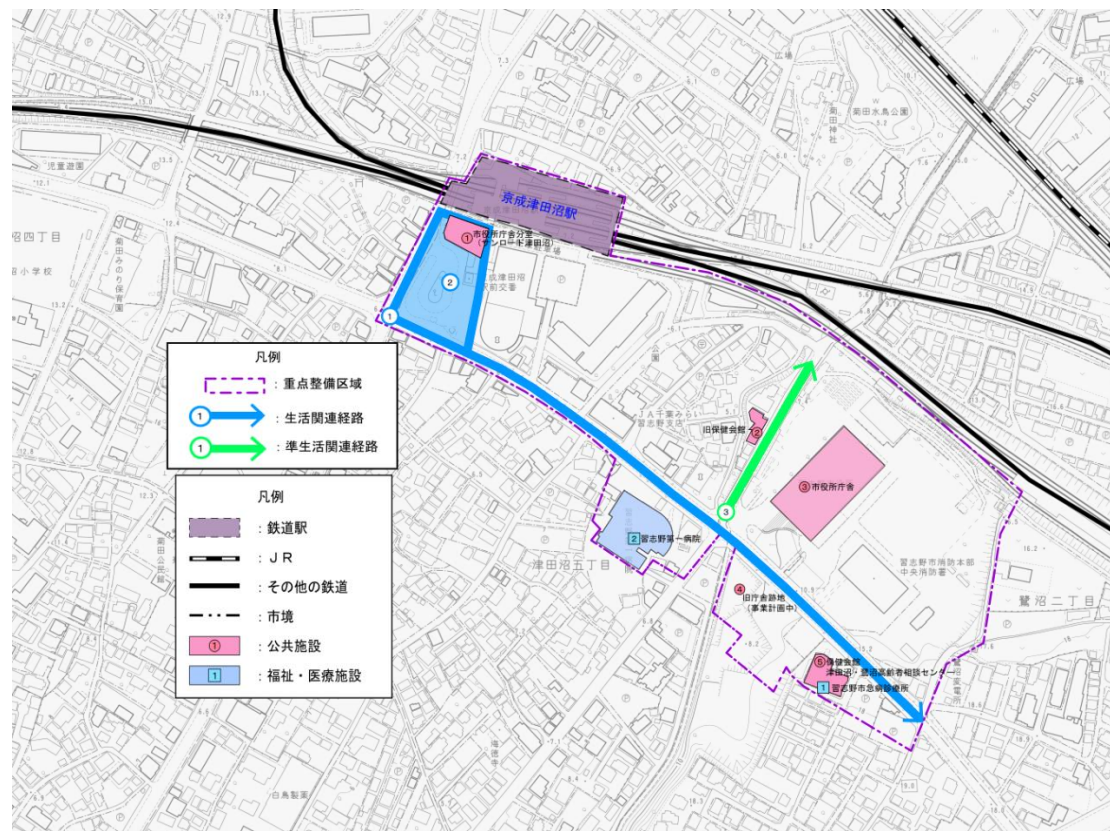
- ※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は令和 8 年度～平成 11 年度、後期は令和 12 年度～令和 15 年度としています。
- ※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

京成津田沼駅周辺地区	特定旅客施設の 利用者数(R6年度)	京成津田沼駅 101,288人/日 (うち新京成線 42,763人/日)
------------	-----------------------	---

1. 事業実施の基本方針

当該地区は、歩道のバリアフリー整備が完了している経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が必要です。
 このような状況を踏まえ、引き続き、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

2. 重点整備地区図



3. 総括表

事業実施経路	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
			着手予定 前期	完了予定 後期
事業実施経路	3	0.69	前期	後期

※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は令和8年度～平成11年度、後期は令和12年度～令和15年度としています。

※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

JR新習志野駅周辺地区	特定旅客施設の 利用者数(R6年度)	JR新習志野駅 23,084人/日
-------------	-----------------------	-------------------

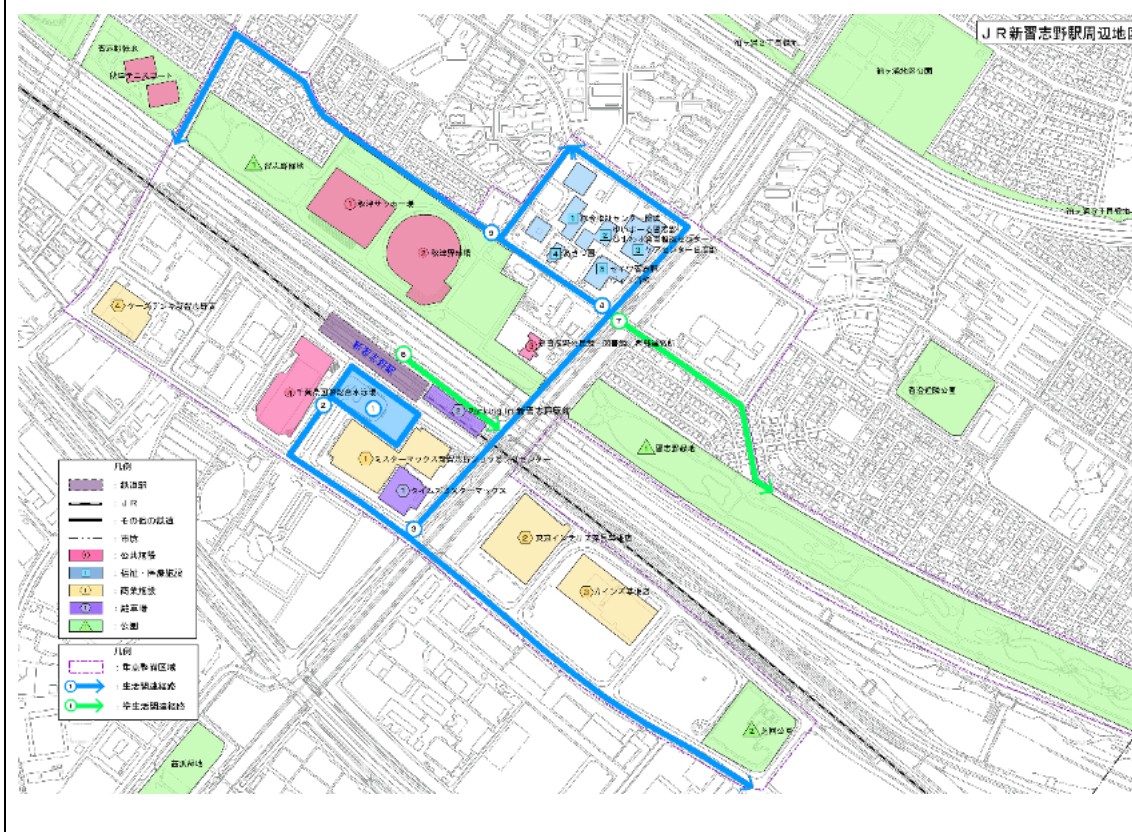
1. 事業実施の基本方針

当該地区は、JR 京葉線北側のふれあいゾーン周辺やサッカー場、野球場の北側道路については、引き続き、交差点部等における道路の段差や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備が必要です。

また、JR 京葉線南側の新習志野駅南口駅前広場から芝園公園間については、視覚障害者誘導用ブロックの整備とともに、自転車走行空間の明示等といった歩行者と自転車の分離による安全性の向上が課題となっています。

このような状況を踏まえ、生活関連経路における歩きやすい歩行環境の整備・改善や、公共交通の利用しやすさの向上に努めます。

2. 重点整備地区図



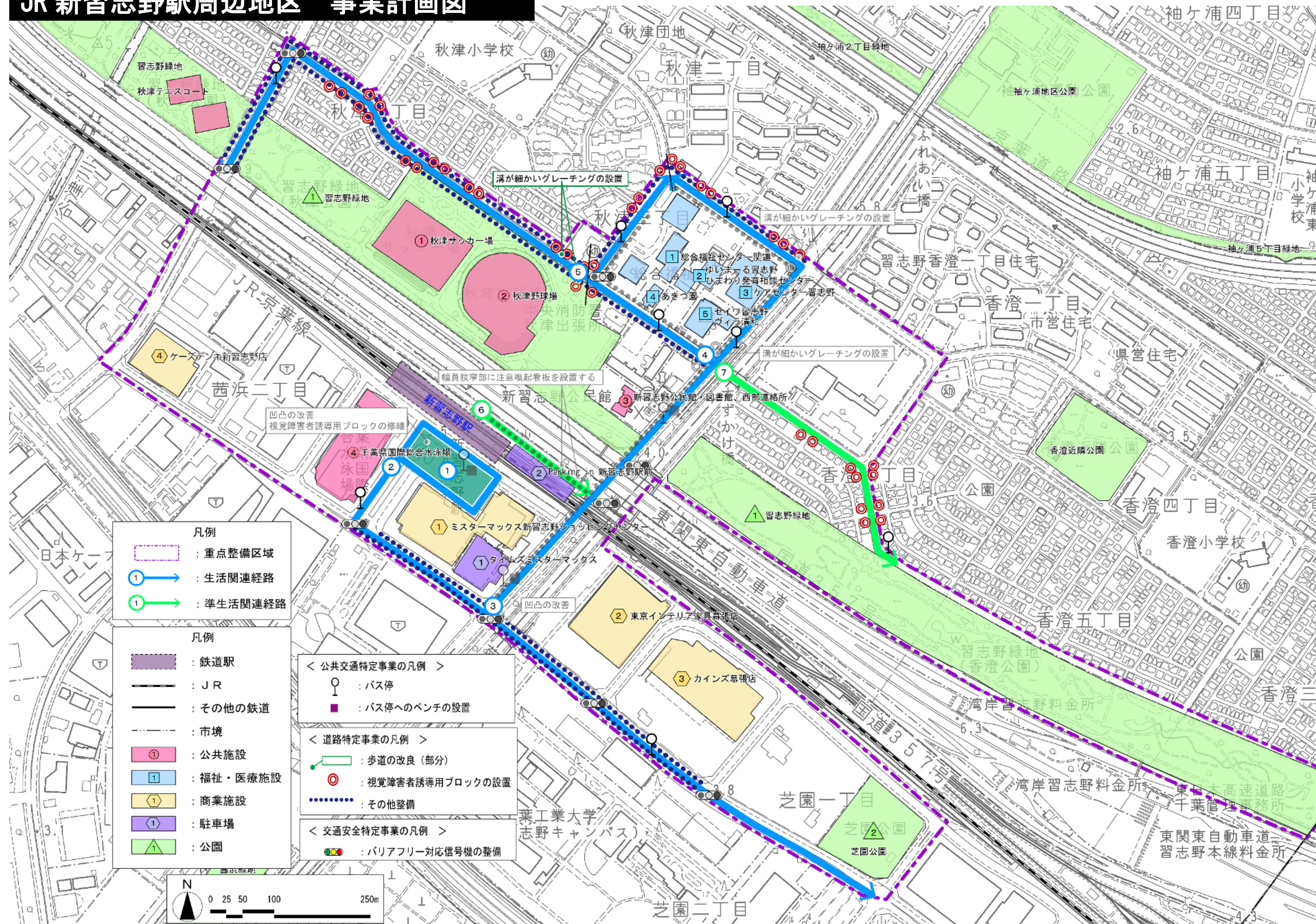
3. 総括表

	路線数	延長 (km)	事業実施予定期間	
			着手予定	完了予定
事業実施経路	7	4.03	前期	後期

※これ以降に示す事業予定実施期間は、前期は令和 8 年度～平成 11 年度、後期は令和 12 年度～令和 15 年度としています。

※事業実施予定期間は、現時点での目標を示したものであり、今後財政状況や事業進捗状況により、変更となる場合があります。

JR 新習志野駅周辺地区 事業計画図



※薄い灰色表示は整備済区間

4-2 道路特定事業計画

(1) 道路管理者







- ・国土交通省 千葉国道事務所
- ・千葉県 葛南土木事務所
- ・船橋市
- ・習志野市

(2) 道路特定事業計画の内容

道路特定事業計画には、経路の概要（路線名、事業区間、延長、経路種別、事業者）、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

また、各経路の事業内容及び実施箇所は、以下の凡例により事業計画図に示しています。

事業内容の凡例

事業の内容	凡 例
歩道の拡幅	 (灰色破線)
歩道の改良※(部分): 点的な歩道のバリアフリー化	 (赤二重丸)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	 (紺点線)
カラー舗装化	 (薄青紫破線)
歩道平板ブロックの張替	 (オレンジ破線)
その他の整備 ・エレベーターの新設 ・案内板の設置 ・スムーズ横断歩道の整備 ・注意喚起看板の設置 ・溝が細かいグレーチングの設置など	 (緑囲み線)

※歩道の改良とは、段差の解消、勾配の改善、平坦性の確保、舗装の改善のバリアフリー化を示します。

次項から「JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の道路特定事業計画を示します。

①JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 00-002 号線	
事業区間	始点	JR津田沼駅南口駅前広場	終点	JR津田沼駅南口駅前広場	
延長			経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
歩道の拡幅(津田沼緑地北側)		96m/96m		後期	後期
案内板の設置(大拠点)		1箇所/1箇所		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
既存エレベーターの更新		2基/2基		前期	前期
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・歩道の拡幅にあたっては国(津田沼緑地)と協議し、拡幅部分の整備手法等含め検討する。					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	②		路線名	市道 00-002 号線	
事業区間	始点	JR津田沼駅南口駅前広場	終点	習志野郵便局前	
延長	448m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
歩道の拡幅(津田沼緑地東側)		44m/44m		後期	後期
視覚障害者誘導用ブロックの設置(整備済)		0m/200m		—	—
案内板の設置		中拠点 箇所 小拠点 箇所		後期	後期
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・歩道の拡幅にあたっては国(津田沼緑地)と協議し、拡幅部分の整備手法等含め検討する。					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	③		路線名	市道 00-001 号線	
事業区間	始点	JR津田沼駅南口駅前広場	終点	Loharu 津田沼前	
延長	179m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	船橋市・習志野市	
路線番号	④		路線名	市道 00-007 号線	
事業区間	始点	JR津田沼駅北口駅前広場	終点	JR津田沼駅北口駅前広場	
延長	—		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
			着手	完了	
歩道の改良(部分) (整備済)		0箇所/1箇所	—	—	
歩道平板ブロックの張替 (整備済)		0 m ² /800 m ²	—	—	
案内板の設置(大拠点)		1箇所/1箇所	後期	後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—	継続		
スムーズ横断歩道 (整備済)		0箇所/1箇所	—	—	
エレベーターの設置		1基/1基	前期	前期	
既存のエレベーターの更新		2基/2基	後期	後期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	⑤		路線名	市道 00-007 号線		
事業区間	始点	JR津田沼駅北口駅前広場	終点	イオンモール津田沼 South 前		
延長	325m		経路種別	生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間				
		着手	完了			
歩道の改良(部分) (整備済)	0箇所/15箇所	—	—			
歩道平板ブロックの張替 (整備済)	0㎡/2,200㎡	—	—			
視覚障害者誘導用ブロックの設置 (整備済)	0m/550m	—	—			
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導	—	継続				
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		千葉県	
路線番号	⑥		路線名	県道津田沼停車場前原線		
事業区間	始点	JR津田沼駅北口駅前広場	終点	旧津田沼 PARCO 前		
延長	159m		経路種別	生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間				
		着手	完了			
歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行う(定期的なパトロールの実施)	—	継続				
案内板の設置の検討	—	継続				
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						
・案内板の設置については、その内容等に関し、検討しなければならないことから関係市町村等との協議が必要である。						

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	⑦		路線名	市道 00-001 号線 市道 00-105 号線	
事業区間	始点	Loharu 津田沼前		終点	習志野文化ホール前
延長	313m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
歩道の改良(部分)		5箇所/5箇所		後期	後期
視覚障害者誘導用ブロックの設置		約187m/約187m		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・視覚障害者誘導用ブロック設置にあたり、歩道用地の一部が民有地であるため整備するにあたり協議が必要である。					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	⑧		路線名	市道 01-081 号線	
事業区間	始点	津田沼中央総合病院前		終点	—
延長	20m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置(整備済)		0m/約15m		—	—
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間		事業者		習志野市	
路線番号	⑨		路線名	市道 00-109 号線	
事業区間	始点	三菱東京 UFJ 銀行前		終点	—
延長	35m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区			事業者		習志野市	
路線番号	⑩		路線名	市道 00-109 号線		
事業区間	始点	イオンモール津田沼 North 前	終点	—		
延長	350m		経路種別	準生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置 (整備済)			0m/326m		—	—
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	⑪		路線名	市道 03-101 号線		
事業区間	始点	三菱東京 UFJ 銀行前	終点	旧津田沼 PARCO 前		
延長	44m		経路種別	準生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
カラー舗装化など (整備済)			0m/41m		—	—
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

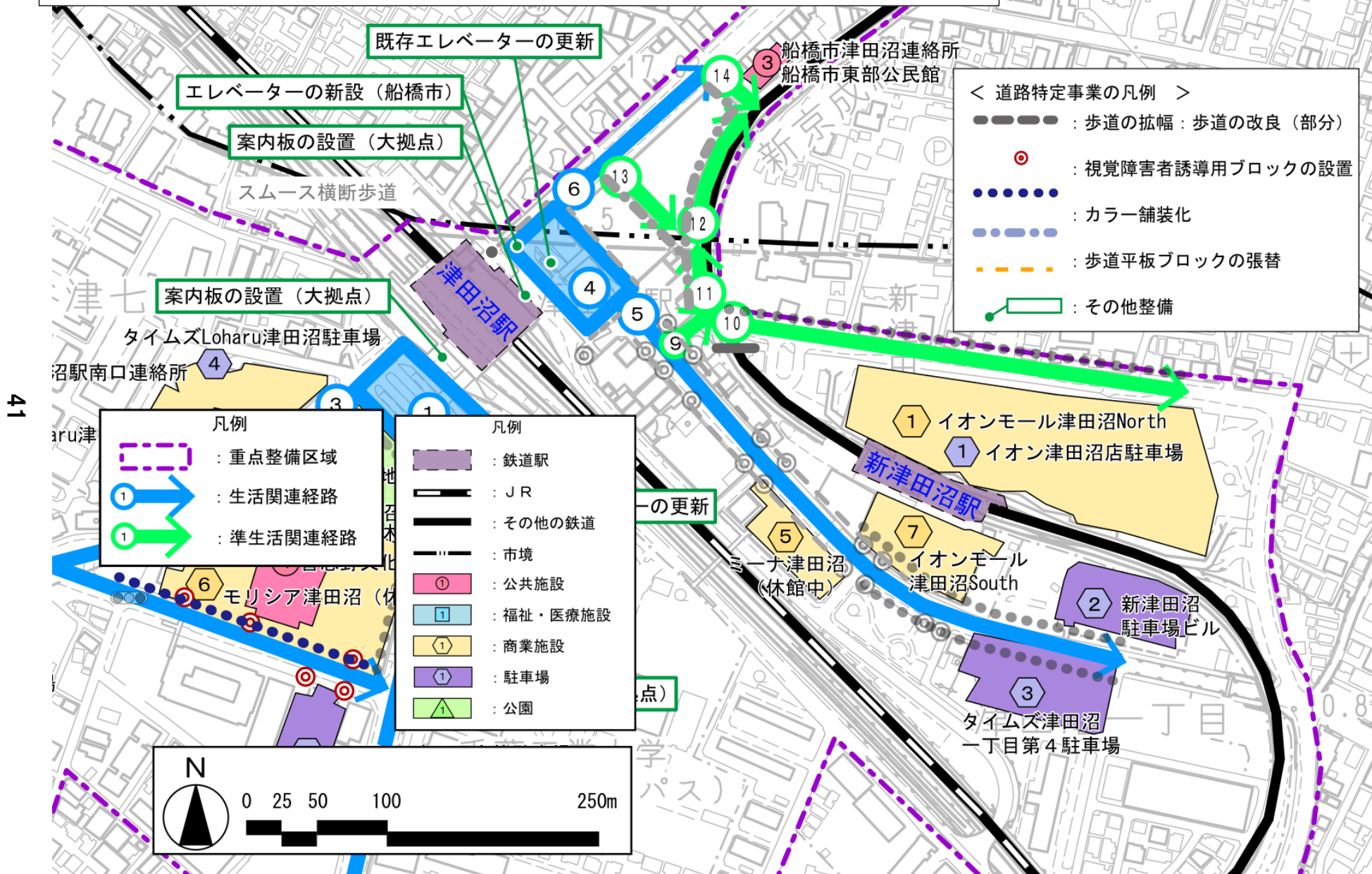
1. 事業区間			事業者		船橋市	
路線番号	⑫		路線名	市道 42-090 号線		
事業区間	始点	旧津田沼 PARCO 東側	終点	—		
延長	110m		経路種別	準生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容			事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
					着手	完了
カラー舗装化 (整備済)			0m/107m		—	—
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者	船橋市	
路線番号	⑬		路線名	市道 42-090 号線	
事業区間	始点	旧津田沼 PARCO	終点	-	
延長	90m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容			事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間	
				着手	完了
カラー舗装化 (整備済)			0/78m	-	-
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	船橋市	
路線番号	⑭		路線名	市道 42-091 号線	
事業区間	始点	旧津田沼 PARCO 北側	終点	-	
延長	41m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容			事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間	
				着手	完了
カラー舗装化 (整備済)			0m/41m	-	-
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	⑮		路線名	市道 00-001 号線・ 市道 01-131 号線・ 市道 01-132 号線	
事業区間	始点	奏の杜フォルテ前	終点	谷津奏の杜公園	
延長	480m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容			事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間	
				着手	完了
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導			-	継続	
視覚障害者誘導用ブロックの設置			280m/280m	前期	前期
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
・都市計画道路3・4・19号線(市道 00-001 号線)においては、視覚障害者誘導用ブロックは、整備済みである。					

JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区 道路特定事業計画図 (1/2)



※薄い灰色表示は整備済区間

②京成津田沼駅周辺地区

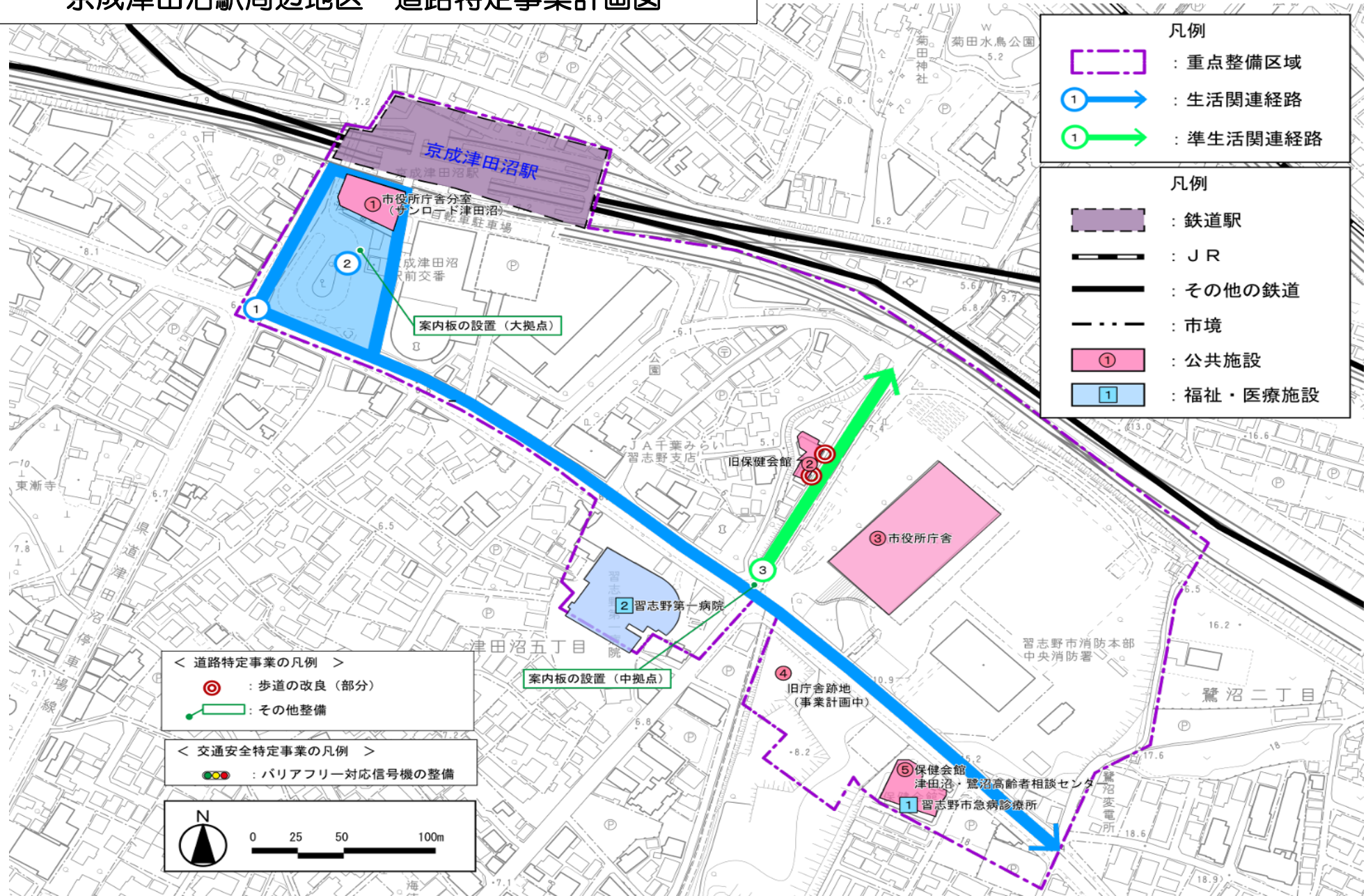
1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 00-004 号線	
事業区間	始点	京成津田沼駅南口駅前広場	終点	市役所庁舎前	
延長	550m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容	事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間		
			着手	完了	
案内板の設置(中拠点)	1箇所/1箇所		後期	後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導	—		継続		
新庁舎建設の状況にあわせた歩道のバリアフリー整備(整備済)	—		—	—	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
<p>・案内板の設置については、関係部署との協議をふまえて設置時期について検討する。</p> <p>・京成津田沼駅～市役所前までの両側の歩道については、基本的にはバリアフリー対策は完了している。しかしながら、部分的には、道路と隣接地の高さの関係から改良について検討しなければならない箇所もある。</p>					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	②		路線名	市道 00-004 号線	
事業区間	始点	京成津田沼駅南口駅前広場	終点	—	
延長	—		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容	事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間		
			着手	完了	
案内板の設置(大拠点)	1箇所/1箇所		後期	後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導	—		継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
<p>・案内板の設置については、関係部署との協議をふまえて設置時期について検討する。</p>					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	③		路線名	市道 00-005 号線	
事業区間	始点	習志野第一病院前	終点	旧保健会館前	
延長	140m		経路種別	準生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容	事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間		
			着手	完了	
歩道の改良(部分)	2箇所/2箇所		後期	後期	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導	—		継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					
<p>・歩道の拡幅、改良については、関係部署との協議をふまえて設置時期について検討する。</p>					

京成津田沼駅周辺地区 道路特定事業計画図

44



※薄い灰色表示は整備済区間

③JR新習志野駅周辺地区

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	①		路線名	市道 13-066 号線	
事業区間	始点	JR新習志野駅南口駅前広場	終点	JR新習志野駅南口駅前広場	
延長	—		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
凹凸の改善(部分・東日本大震災の復旧) (整備済)		凹凸部分の復旧		—	—
視覚障害者誘導用ブロックの修繕(東日本大震災の復旧)(整備済)		—		—	—
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	②		路線名	市道 13-066 号線・ 市道 13-058 号線・ 市道 14-064 号線	
事業区間	始点	JR 新習志野駅南口駅前広場	終点	芝園公園前	
延長	1,110m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
凹凸の改善(部分・東日本大震災の復旧) (整備済)		凹凸部分の復旧		後期	後期
視覚障害者誘導用ブロックの設置		1,270m / 1,270m		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	③		路線名	市道 00-006 号線・ 市道 00-121 号線	
事業区間	始点	ミスターマックス新習志野 ショッピングセンター前	終点	総合福祉センター関連前	
延長	990m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
歩道の改良(部分)		7 / 10 箇所		後期	後期
溝巾が細かいグレーチングの設置(整備済)		0 箇所/2 箇所		—	—
視覚障害者誘導用ブロックの設置		243 m/1,210m		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

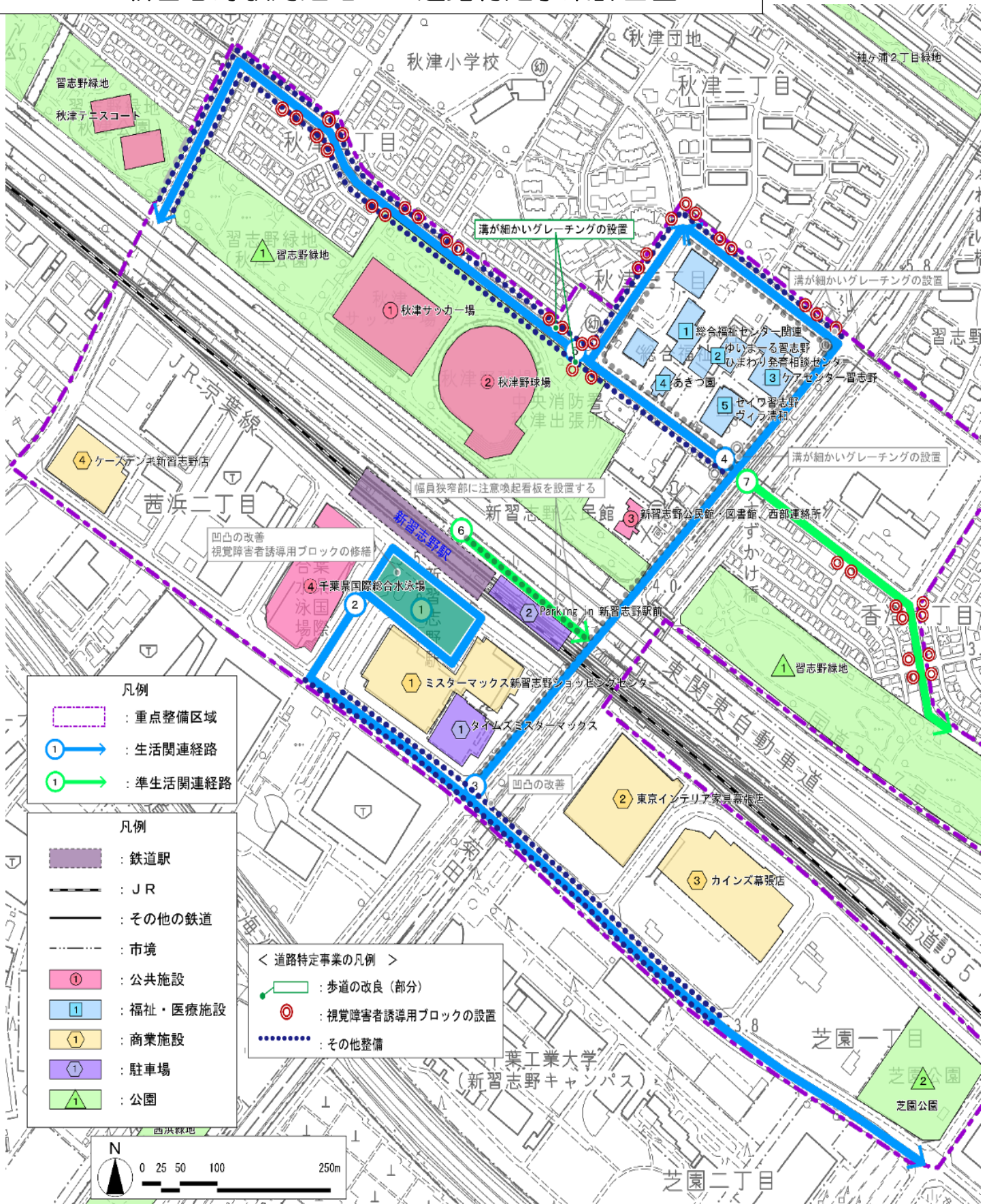
1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	④		路線名	市道 00-122 号線・ 市道 13-043 号線	
事業区間	始点	セイワ習志野前	終点	総合福祉センター関連前	
延長	440m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
視覚障害者誘導用ブロックの設置		402 m/740m		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
歩道の改良(部分)		5 箇所/5 箇所		後期	後期
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者	習志野市	
路線番号	⑤		路線名	市道 00-122 号線・ 市道 00-002 号線	
事業区間	始点	秋津野球場前	終点	習志野緑地前	
延長	800m		経路種別	生活関連経路	
2. 事業内容・実施予定期間					
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間	
				着手	完了
歩道の改良(部分)		16 箇所/16 箇所		後期	後期
溝が細かいグレーチングの設置		2 箇所/2 箇所		後期	後期
視覚障害者誘導用ブロックの連続設置 及び設置見直し		1,530m/1,530m		後期	後期
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項					

1. 事業区間			事業者		国土交通省 千葉国道事務所	
路線番号	⑥		路線名	国道 357 号		
事業区間	始点	JR新習志野駅北口		終点	香澄交差点歩道橋	
延長	230m		経路種別	準生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間		
				着手	完了	
幅員狭窄部に注意喚起看板を設置する (整備済)		0基/2基		—	—	
視覚障害者誘導用ブロックを設置する (整備済)		0m/200m		—	—	
歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善など)するための継続的な改善を行う(定期的なパトロールの実施)		—		継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

1. 事業区間			事業者		習志野市	
路線番号	⑦		路線名	市道 00-122 号線		
事業区間	始点	セイワ習志野前		終点	習志野緑地前	
延長	460m		経路種別	準生活関連経路		
2. 事業内容・実施予定期間						
事業内容		事業量 (残数/全体数)		事業実施予定期間		
				着手	完了	
放置自転車の撤去、はみ出し看板の指導		—		継続		
歩道の改良(部分)		10箇所/10箇所		後期	後期	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項						

JR 新習志野駅周辺地区 道路特定事業計画図



※薄い灰色表示は整備済区間

4-3 公共交通特定事業計画

(1) 公共交通事業者

■鉄道事業者

- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・京成電鉄株式会社

■バス事業者

- ・京成バス千葉セントラル株式会社
- ・平和交通株式会社

■タクシー事業者

- ・京葉支部区域内のタクシー事業者

(2) 公共交通特定事業計画の内容

公共交通特定事業計画には、特定旅客施設又は地区名、事業者、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

また、各地区の事業内容及び実施箇所は、以下の凡例により事業計画図に示しています。

事業内容の凡例

事業の内容	凡 例
バス停へのベンチの設置	■（紫色四角）

次頁から「JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の公共交通特定事業計画を示します。

①JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	東日本旅客鉄道株式会社	
旅客施設名	JR津田沼駅			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バリアフリー教育研修を実施する	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

1. 事業区間		事業者	京成電鉄株式会社	
旅客施設名	新津田沼駅			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
鉄道車両への車いすスペースの設置を行う (整備済)	—	—	—	
駅係員のサービス介助士資格取得及びサービス向上研修での教育を行う	年1回以上	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

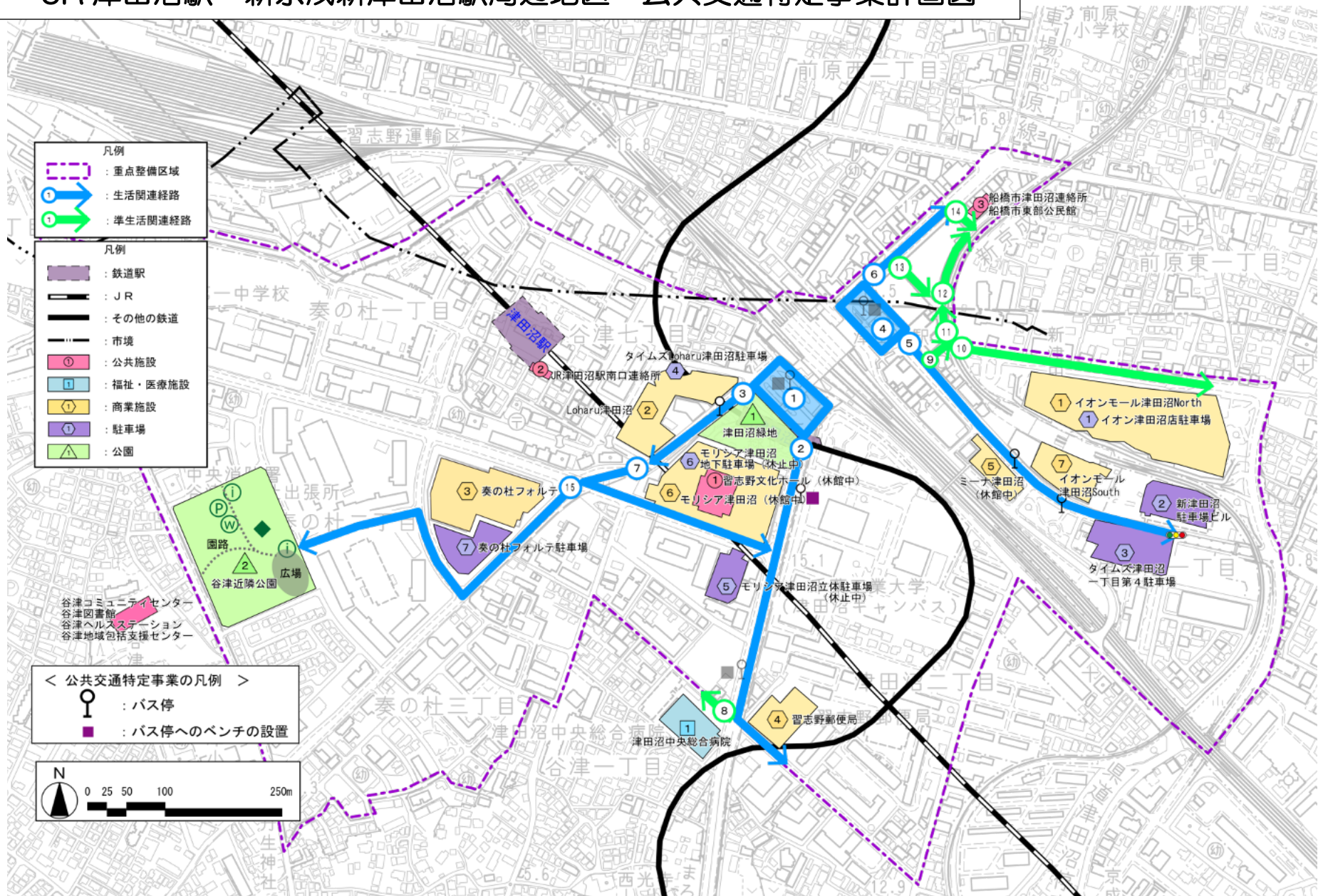
1. 事業区間		事業者	京成バス千葉セントラル	
地区名	JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バス停にベンチを設置する	1箇所/1箇所	—	—	
ノンステップバスの導入を進める	—	継続		
乗務員への高齢者・障がいのある人等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。				

1. 事業区間		事業者	平和交通	
地区名	JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
ノンステップバスの導入を進める	—	継続		
乗務員への高齢者・障がいのある人等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・バス停におけるベンチ及び上屋の設置は道路構造上難しい為、今後の道路の改良等に合わせ設置を検討する。				

1. 事業区間		事業者	京葉支部区域内のタクシー事業者	
地区名	JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
福祉タクシー車両の導入を進める	—	継続		
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する	年 20~30 名	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。				

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区 公共交通特定事業計画図

52



※薄い灰色表示は整備済区間

②京成津田沼駅周辺地区

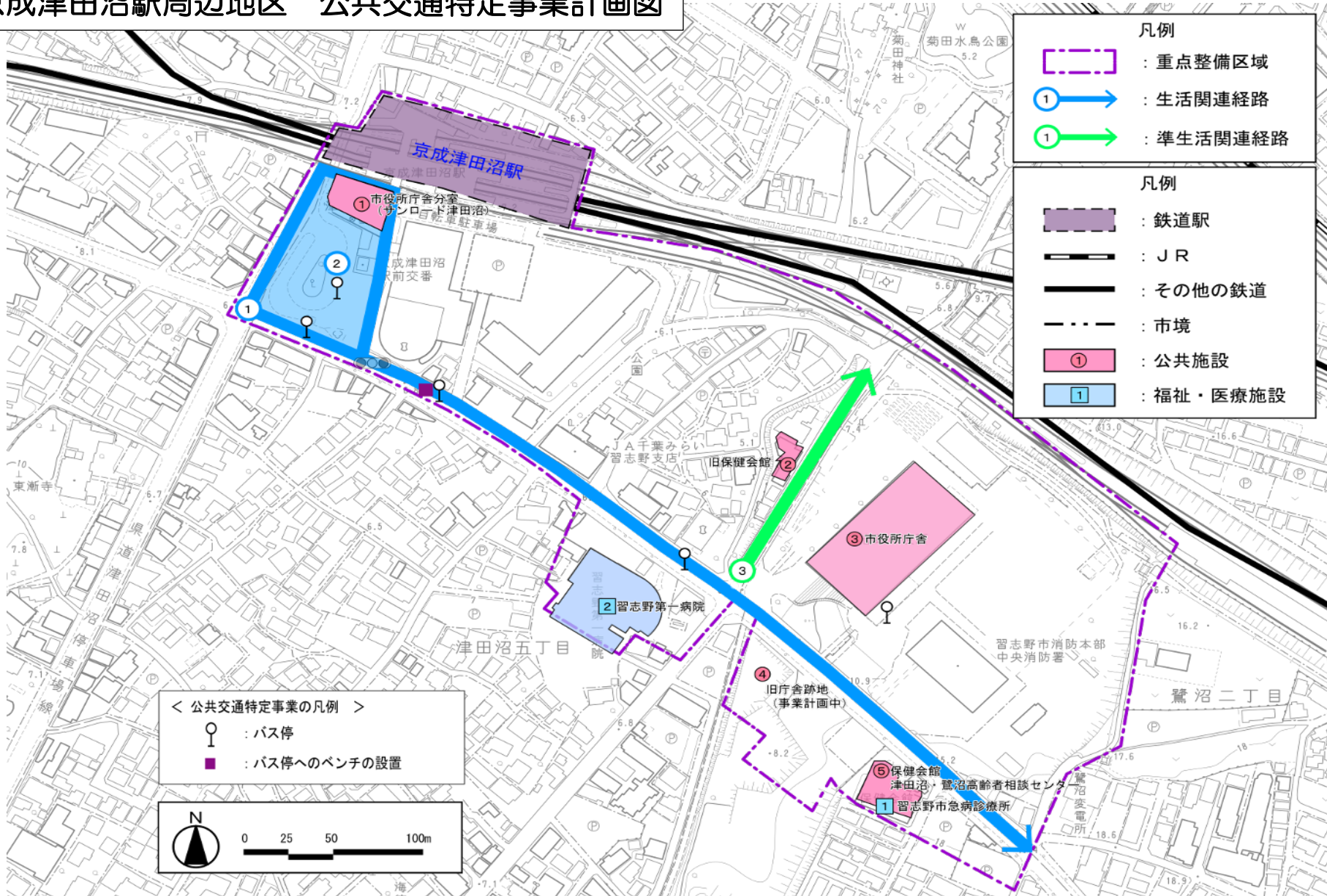
1. 事業区間		事業者	京成電鉄株式会社	
旅客施設名	京成津田沼駅			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
駅の各施設(発券機、トイレ、エレベーター、階段等)は高齢者、障がいのある人等にとって使いやすい構造とする	—	継続		
各情報を視覚情報・聴覚情報として分かりやすく提供する(路線案内、運賃案内、運行情報、非常時の案内等)	—	継続		
鉄道車両への車いすスペースの設置を行う	—	継続		
駅係員、乗務員へ的高齢者・障がいのある人等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

1. 事業区間		事業者	京成バス千葉セントラル	
地区名	京成津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バス停にベンチを設置する	1箇所/1箇所	継続		
ノンステップバスの導入を進める	—	継続		
乗務員へ的高齢者・障がいのある人等への対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 ・ベンチ設置にあたっては、歩行者の動線等を鑑みながら設置を検討する。 				

1. 事業区間		事業者	千葉支部区域内のタクシー事業者	
地区名	京成津田沼駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
福祉タクシー車両の導入を進める	—	継続		
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する	年20~30名	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 				

京成津田沼駅周辺地区 公共交通特定事業計画図

54



※薄い灰色表示は整備済区間

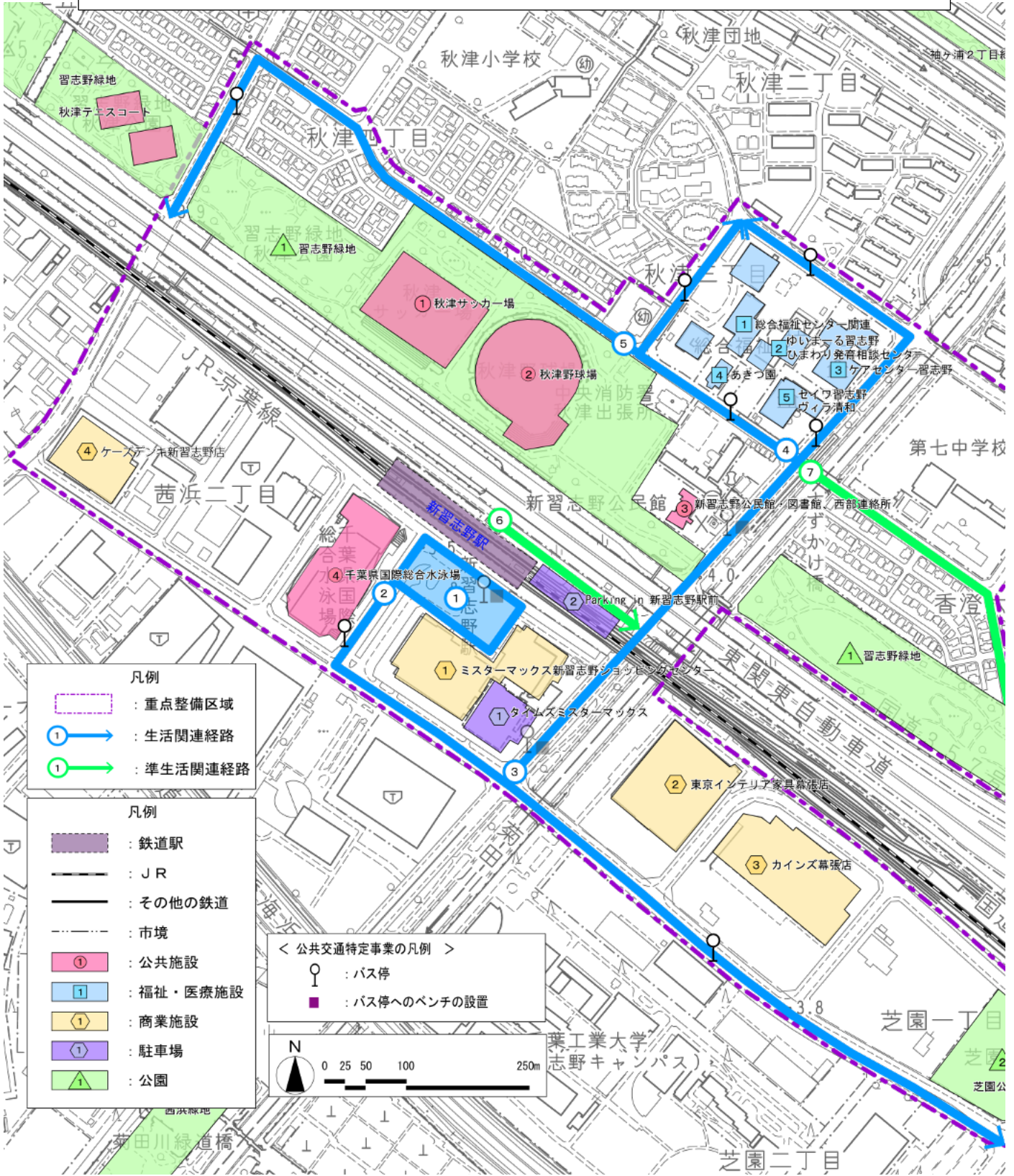
③JR 新習志野駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	東日本旅客鉄道株式会社	
旅客施設名	JR新習志野駅			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
プラットホームに、内方線付警告ブロック等、転落を防止するための設備の設置を行う。 (整備済)	—	—	—	
バリアフリー教育研修を実施する	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

1. 事業区間		事業者	京成バス株式会社	
地区名	JR新習志野駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
バス停にベンチを設置する(整備済)	—	—	—	
ノンステップバスの導入を進める	—	継続		
乗務員への高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行う	—	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。 ・上屋については、バス利用者の状況等に応じて設置を検討する。 				

1. 事業区間		事業者	京葉支部区域内のタクシー事業者	
地区名	JR新習志野駅周辺地区			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量 (残数/全体数)	事業実施予定期間		
		着手	完了	
福祉タクシー車両の導入を進める	—	継続		
ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)受講を推進する	年 20~30 名	継続		
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				
・福祉タクシー車両の導入にあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき進める。				

JR新習志野駅周辺地区 公共交通特定事業計画図



※薄い灰色表示は整備済区間

4-4 交通安全特定事業計画

(1) 交通安全事業者

・千葉県公安委員会

(2) 交通安全特定事業計画の内容

交通安全特定事業計画には、経路の概要（路線名、事業区間、延長、経路種別、事業者）、事業内容、事業量、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

次項から「JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区」、「京成津田沼駅周辺地区」及び「JR新習志野駅周辺地区」の交通安全特定事業計画を示します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条の規定による基本方針および第36条の規定に基づき、また、習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想に即して、JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区、京成津田沼駅周辺地区およびJR新習志野駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

I 交通安全特定事業を実施する道路の区間

(1) JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

ア JR津田沼駅南口駅前広場

市道00-002号線(南口駅前ロータリー)

イ JR津田沼駅から習志野郵便局までの道路の区間

(ア)市道00-002号線(南口駅前広場からファミリーマート前交差点まで)

(イ)市道03-025号線(ファミリーマート前交差点から習志野郵便局まで)

ウ JR津田沼駅からLoharu津田沼までの道路の区間

市道00-001号線(南口駅前広場からLoharu津田沼まで)

エ JR津田沼駅北口駅前広場

市道00-007号線(北口駅前ロータリー)

オ JR津田沼駅から新津田沼駐車場ビルまでの道路の区間

市道00-007号線(北口駅前広場から新津田沼駐車場ビルまで)

カ JR津田沼駅から千葉銀行津田沼駅前支店前までの道路の区間

県道津田沼停車場前原線(北口駅前広場から千葉銀行津田沼駅前支店前まで)

キ Loharu津田沼から学校法人河合塾津田沼校までの道路の区間

(ア)市道00-001号線(Loharu津田沼から奏の杜フォルテまで)

(イ)市道00-105号線(奏の杜フォルテから学校法人河合塾津田沼校まで)

ク 奏の杜フォルテから谷津奏の杜公園までの道路の区間

(ア)市道00-001号線(奏の杜フォルテから津田沼南クリニックまで)

(イ)市道01-131号線(津田沼南クリニックからザ・パークハウスまで)

(ウ)市道01-132号線(ザ・パークハウスから谷津奏の杜公園まで)

(2) 京成津田沼駅周辺地区

ア 京成津田沼駅南口駅前広場

市道00-004号線(南口駅前ロータリー)

イ 京成津田沼駅前交差点から習志野市中央消防署までの道路の区間

市道00-004号線(京成津田沼駅前交差点から習志野市中央消防署まで)

(3) JR 新習志野駅周辺地区

ア JR 新習志野駅前広場

市道 13-066 号線(新習志野駅前ロータリー)

イ 千葉県国際総合水泳場から芝園公園までの道路の区間

(ア)市道 13-066 号線(千葉県国際総合水泳場から旧茜浜ホールまで)

(イ)市道 13-058 号線(旧茜浜ホールから旧ベイツックビルまで)

(ウ)市道 14-064 号線(旧ベイツックビルから芝園公園まで)

ウ 旧ベイツックビルから花の実園までの道路の区間

(ア)市道 00-006 号線

(旧ベイツックビルから介護老人保健施設ケアセンター習志野まで)

(イ)市道 00-121 号線

(介護老人保健施設ケアセンター習志野から花の実園まで)

エ やしのみ公園から花の実園までの道路の区間

(ア)市道 00-122 号線(やしのみ公園から市立秋津保育所まで)

(イ)市道 13-043 号線(市立秋津保育所から花の実園まで)

オ 市立秋津保育所から秋津公園までの道路の区間

(ア)市道 00-122 号線(市立秋津保育園から旧秋津産科婦人科まで)

(イ)市道 00-002 号線(旧秋津産科婦人科から市立秋津公園まで)

2 道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容および実施予定期間

JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区、京成津田沼駅周辺地区および JR 新習志野駅周辺地区

(ア) 実施事業内容

- ・既設信号機への視覚障害者用付加装置等整備済み
- ・違法駐車車両に対する指導取締りおよび違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施(継続)

(イ) 実施予定期間

- ・違法駐車車両に対する指導取締りおよび違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施については随時実施

上記の道路の区間

(ア) 実施事業内容

交通規制標識表示の高輝度化

(イ) 実施予定期間

交通規制標識表示の補修時に実施

3 その他交通安全特定事業の実施に際する配慮すべき重要事項

(1) 高齢者、障がいのある人等からの意見聴取

上記事業の実施に当たっては、JR 津田沼駅・新津田沼駅、京成津田沼駅および JR 新習志野駅周辺の重点整備地区内の官公庁および福祉施設等を利用する高齢者、視覚障がいのある人、地元の住民、学識経験者、高齢者、視覚障害者関連団体の代表者、その他道路利用者等から意見聴取を実施する。

(2) 高齢者、身体障がいのある人への情報提供

視覚障害者用付加装置等については、地域住民、視覚障害者団体等に対して、その有効性、運用方法等を事前に十分な説明を実施する。

(3) 関係機関との連携の強化

ア 相互の事業の推進状況を確認するため、習志野市等関係団体と意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討および点検を行う。

イ 道路管理者と協議し、視覚障害者用付加装置の設置された横断歩道に必要な応じて視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）の設置を検討します。

(4) 周辺の交通規制等の整合性の確保

信号機の調整に当たっては、周辺の既設信号機および横断歩道の位置を把握するとともに、歩行者の動線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図れるよう周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な周辺の交通規制の見直しを実施する。

(5) 違法駐車行為の防止のための事実における配慮事項

違法駐車取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

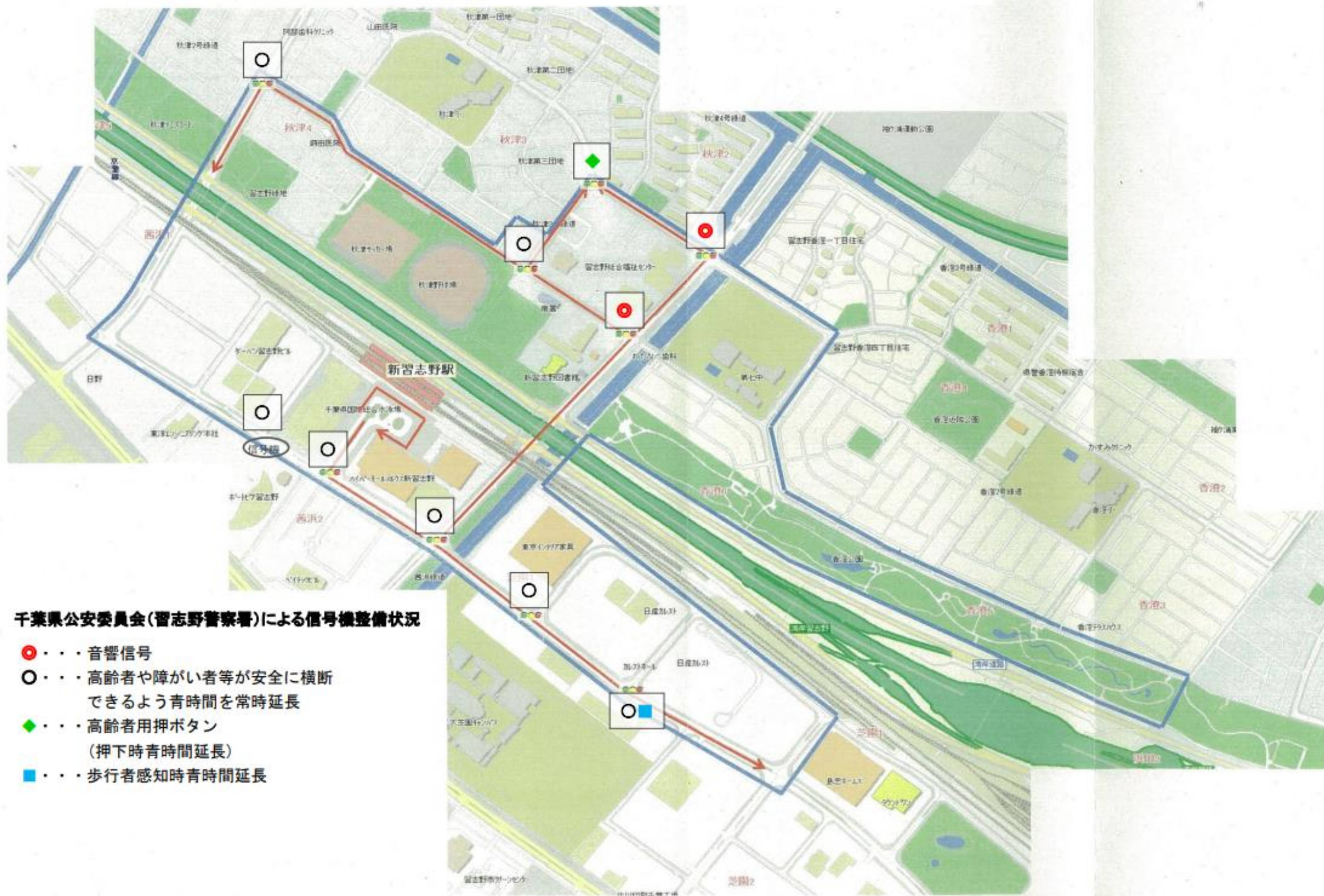
交通安全特定事業計画



千葉県公安委員会(習志野警察署)
による信号機整備状況

- ・・・音響信号
- ★・・・歩車分離式
- ・・・高齢者や障がい者等が安全に横断できるよう青時間を常時延長

交通安全特定事業計画 JR新習志野駅周辺地区



4-5 建築物特定事業計画

(1) 施設管理者

・習志野市

(2) 建築物特定事業計画の内容 (整備済)

建築物特定事業計画には、事業者、施設名、事業内容、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。

以下に「京成津田沼駅周辺地区」の建築物特定事業計画を示します。

①京成津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	習志野市	
施設名	習志野市役所(新庁舎建設)			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量	事業実施予定期間		
		着手	完了	
市庁舎出入口近くに、おもいやり駐車場(車いす利用者用駐車場)を設置する	5台	—	—	
各階に多目的トイレを設置する	1箇所/階	—	—	
来庁者が使用できるエレベーターを設置する	3台	—	—	
視覚障害者誘導用ブロック等を設置する	約174m	—	—	
視覚障害者誘導用ブロック等を設置する	約67m	—	—	
透水性舗装	130m	—	—	
建物入口から受付や案内設備までの経路や階段等に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する		—	—	
エレベーターやトイレ、駐車場の案内表示を設置する	—	—	—	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

4-6 都市公園特定事業計画

(1) 施設管理者

・習志野市

(2) 都市公園特定事業計画の内容 (整備済)

都市公園特定事業計画には、事業者、施設名、事業内容、事業実施予定期間及び事業実施に際し配慮すべき重要事項を示しています。特定公園施設については、周辺的生活関連経路の整備状況や各公園の利用形態及び特色等を考慮しながら、移動等円滑化を図ります。

本事業の対象となる特定公園施設を有する公園のうち、生活関連経路沿いにある公園及び公園予定地は、JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区内に1ヶ所(谷津奏の杜公園)、JR新習志野駅周辺地区に2箇所(芝園公園、習志野緑地(秋津公園))、計3箇所あります。うち、芝園公園及び習志野緑地(秋津公園)は各特定公園施設が1以上バリアフリー化されています。

なお、既存の特定公園施設については必要に応じてバリアフリー化基準に適合するよう努める他、習志野緑地(香澄公園)については、バリアフリーネットワークの観点から、接続する準生活関連経路7の整備に合わせ、整備を検討していきます。

① JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

1. 事業区間		事業者	習志野市	
施設名	谷津奏の杜公園			
2. 事業内容・実施予定期間				
事業内容	事業量	事業実施予定期間		
		着手	完了	
多目的トイレを設置する。	1箇所	—	—	
駐車場に車いす利用者用駐車場を整備する。	3台	—	—	
公園の出入口付近に総合案内板を設置する。	2箇所	—	—	
車いす利用者対応の水飲み場を設置する。	1箇所	—	—	
3. 事業実施に際し配慮すべき重要事項				

4-7 路外駐車場特定事業計画

(1) 施設管理者

・路外駐車場設置管理者

(2) 路外駐車場特定事業計画の内容

本事業の対象となる路外駐車場は現在、JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区内に7ヶ所、JR新習志野駅周辺地区に2箇所、計9箇所あります。うち、2箇所がバリアフリー法第12条に基づく届出がされており、路外駐車場移動等円滑化基準を満たした駐車場になっています。

また、バリアフリー法施行以前に設置された駐車場についても、自主的に車いす使用者用駐車施設の設置等、バリアフリー化整備を実施しており、全体のバリアフリー整備はほぼ終わっております。

今後の対応としては、新たに民間事業者が特定路外駐車場を設置する際は法第12条に基づき路外駐車場移動等円滑化基準に基づく整備を促進していきます。

表 重点整備地区内の特定路外駐車場等の整備状況

重点整備地区名・生活関連施設に該当する駐車場名	法12条の届出	設置(変更)年度	車いす対応	備考
JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区				
新津田沼駐車場		H7(R7)	○	
モリシア津田沼立体駐車場(休止中)		H7		
モリシア津田沼地下駐車場(休止中)		H7	○	
タイムズ津田沼一丁目第4駐車場	○	H9(R7)	○	
タイムズ Loharu 津田沼駐車場		H10(R4)	○	
イオン津田沼店駐車場		H15	○	
奏の杜フォルテ駐車場		H24	○	
JR新習志野駅周辺地区				
タイムズミスターマックス新習志野ショッピングセンター		R1	○	
Parking in 新習志野駅前	○	R2	○	

※平成18年度以前に設置された駐車場はバリアフリー法の施行以前に建設されたものであり、法の遡及が及ばないことから、バリアフリー法第12条の届出が行われておりません。

習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画

発行年月：令和8年3月

発行：習志野市

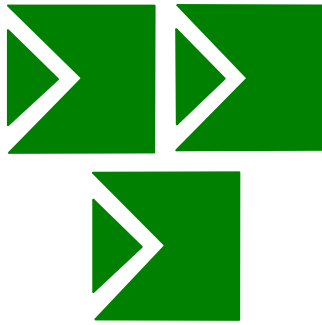
編集：都市環境部 都市計画課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151(代表)

この計画書は、習志野市ホームページからダウンロードすることもできます。

(<http://www.city.narashino.lg.jp/>)



習志野市